

平成30年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成30年 6 月20日～21日

場 所 第2委員会室

平成30年6月20日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて[宮崎県税条例の一部を改正する条例]
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
 - ・平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)
- 請願第25号 「平成31年地方消費者行政強化交付金」獲得のための国に対する意見書提出についての請願
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・霧島山の噴火活動に伴う対策について
 - ・宮崎県総合計画の改定について
 - ・平成30年度政策評価について
 - ・宮崎県県民意識調査結果(平成29年度)の概要

について

- ・地域経済の分析について
- ・宮崎県中山間地域振興計画の改定について
- ・UIJターンの状況について
- ・フードビジネスの推進について
- ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催準備の進捗状況について
- ・記紀編さん1300年記念事業の今年度の取組について
- ・2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備について
- ・「みやざき行財政改革プラン(第二期)」に基づく行財政改革の取組について
- ・防災拠点庁舎の整備状況について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- ・霧島山の火山活動に伴う対応状況等について
- ・平成30年6月20日(木)大雨に係る避難勧告取消しの誤情報発信について

出席委員(8人)

委員	長	松村悟郎
副委員	長	田口雄二
委員	員	緒嶋雅晃
委員	員	蓬原正三
委員	員	井本英雄
委員	員	右松隆央
委員	員	前屋敷恵美
委員	員	武田浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部
 総合政策部長 日隈俊郎

総合政策部次長
(政策推進担当) 松浦直康

総合政策部次長
(県民生活担当) 鶴田安彦

総合政策課長
部参事兼秘書広報課長 重黒木清
横山浩文

広報戦略室長 渡久山武志

統計調査課長 長倉健一

総合交通課長 小倉佳彦

中山間・地域政策課長 日高正勝

産業政策課長 米良勝也

生活・協働・
男女参画課長 小川雅彦

交通・地域安全対策監 最上川周一

みやざき文化振興課長 川口泰夫

記紀編さん記念事業
推進室長 坂元修一

人権同和対策課長 磯崎史郎

情報政策課長 斎藤孝二

国体準備課長 岩切喜郎

市町村課長 日高幹夫

総務事務センター課長 佐藤領子

消防保安課長 室屋利春

事務局職員出席者

議事課主査 弓削知宏

総務課主事 浜砂貴裕

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はよろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

先般の県内調査におきまして、委員の皆様には総合政策部関連の事業等を調査いただきまして、まことにありがとうございました。

調査先での御意見等につきましては、今後の施策推進において参考にさせていただきたいと存じます。

また、5月28日に開催いたしました国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の県実行委員会第

総務部

総務部長 畑山栄介

危機管理統括監 田中保通

総務部次長
(総務・市町村担当) 吉村久人

総務部次長
(財務担当) 大西祐二

危機管理局長
兼危機管理課長 高林宏一

部参事兼総務課長 丸田勉

人事課長 河野譲二

行政改革推進室長 田村伸夫

財政課長 吉村達也

財産総合管理課長 横山直樹

防災拠点庁舎整備室長 楠田孝蔵

税務課長補佐 石田智明

3回総会におきましては、蓬原議長、そして松村委員長に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

2020年の大会本番に向けまして、県議会の御協力もいただきながら、今後着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます総合政策部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。座って説明いたします。

お手元にお配りしております、総務政策常任委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」であります。

右側の資料1ページをごらんください。

今回お願いしております総合政策部の一般会計補正額は、この一般会計の表の一番下にありますように212万2,000円の増額であります。これは、後ほど担当課長より御説明いたしますが、国の委託決定に伴う家計調査等の補正であります。補正後の一般会計予算額はその右側、一番右端の欄にありますように、合計で134億4,668万6,000円となります。

左の目次にお戻りいただきまして、次にⅡの特別議案でございます。

議案第6号「宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例」でございますが、宮崎県総合計画審議会における調査審議の一層の充実を図るため、委員の定数区分等を変更するなどの改正を行うものであります。

次に、続きましてⅢの報告事項でございますが、明許繰越がございます。

そして最後になりますが、4番目のその他報告事項といたしまして、記載しております、ちょっと多いですが、11件の報告事項がございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松村委員長 次に議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○重黒木総合政策課長 それでは、議案第6号でございますけれども、宮崎県総合計画審議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

委員会資料に議案書のほうから新旧対照表を抜粋して記載しておりますので、この資料のほうで御説明させていただきます。

総合計画審議会につきましては、総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査審議していただく審議会でございます。後ほどまた御説明いたしますけれども、今年度、計画の改定を予定しておりますことから、今回、条例第4条に規定しております、委員の定数区分等につきまして改正をお願いするものでございます。

内容につきまして御説明いたします。

2の新旧対照表の左側をごらんください。

第4条で審議会の委員につきましては、学識経験を有する者、県議会議員のうちから互選されたとしまして、それから市及び町村の代表者で構成するとしまして、それぞれ定数を定めております。平成20年度に宮崎県行政に係る基本的な計画の

議決等に関する条例が制定されたことに伴い、総合計画につきましては議決案件となりましたことから、このことに伴いまして計画策定に係ります、県議会からのかかわり方につきましては、審議会の委員として御参加いただいて御意見をいただくという形ではなくて、計画案を議案として上程いたしまして、県議会において御審議いただくということになったところでございます。このため、現在は、県議会から審議会委員に御就任いただくことはなくなっておりますことから、今回その実態に即しまして、表の右側にありますとおり、委員につきましては、学識経験を有する者、市及び町村の代表者、それからその他知事が必要と認める者という内容に改正をお願いするものでございます。

また、あわせて委員の任期につきましても2年にそろえる内容にしております。

今回の改正によりまして、現在17名の委員で委員会をやっておりますけれども、この委員をふやすことが可能となりますので、より調査審議の充実を図ることができるものと考えております。

説明は以上でございます。

○長倉統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明をいたします。

平成30年度6月補正歳出予算説明資料の3ページをごらんください。

統計調査課の補正予算額は212万2,000円の増額でございます。この結果、補正後の予算額は右から3列目にありますとおり、3億5,300万8,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。1枚おめくりいただいて、5ページをごらんください。

1つ目の(事項)消費経済統計調査費の説明

欄1にあります家計調査について162万9,000円の増額でございます。これは、国からの交付金が当初予算を上回って交付されたことにより補正を行うもので、毎年実施されている家計調査において調査票記入世帯に支払われる報償金単価の増額変更が行われたことによるものでございます。

次に、その下の(事項)経済センサス費の説明欄1にあります経済センサス基礎調査について49万3,000円の増額でございます。こちらにつきましても、国からの交付金が当初予算を上回って交付決定されたことにより補正を行うもので、来年度実施される経済センサス基礎調査の説明会への出席や、市町村事務打ち合わせ会の開催のほか、実施スケジュールを作成するための経費でございます。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○蓬原委員 2つの調査ですけれども、この調査がまとまって発表になるのはいつなんですか。

○長倉統計調査課長 まず家計調査のほうでございます。

済みません、ちょっと後ほどお答えします。

○蓬原委員 後ほどで結構です。

○松村委員長 では後ほどということで、ほかに質疑はありませんか。

○前屋敷委員 審議会条例の改正ですけれども、この人数ですが、現行では学識経験を有する者は15人以内、それから市及び町村の代表者各1人以内ということになっているんですけど、ここは完全にもう取り払われるということですか。

○重黒木総合政策課長 審議会委員の定数そのものは、実は第3条のほうに全体で22名という

規定がございます。こちらにつきましては今回改正はせずに残しておいて、その中のそれぞれの区分の定数を一括、包括的にしてしまうということでございます。したがって、現在は学識経験者が15人、それから市及び町村の代表者が各1人ということですので、市長会、町村会それぞれですが2人ということ。ですので15人と2人の17人で委員会をやっていくということでございます。この基本の形は議決いただいた後も継承しようと思っております、市及び町村の代表者、1人ずつ。ですから2人来ていただきまして、残りを学識経験者ということで考えております。現在15人の学識経験者ですので、これをできたら3名ぐらいふやして全体で20名ぐらいで委員会ができないかなと思っておりますのでございます。

○松村委員長 関連してございませんか。

○蓬原委員 総合計画ですけれど、たたき台というか、その基礎部分はいろんなデータとかで、庁内で作られるんですか。それともコンサルへの外部委託ですか。

○重黒木総合政策課長 両方というふうに考えております。人口データの集計ですとか、非常に基礎的な部分については一定程度コンサルにも委託しながらやっていこうと思っておりますけれども、その中心となるところを含めてどう分析するか。そういったところは直営というか、私どものほうでやろうと思っております。

○蓬原委員 前、九州各県全部のを取り寄せて、見比べたことがあるんですけれども、読み終わった感触でいくと、細かく読んだわけじゃないですよ、あんまり個性が出てこないなという気がしています。たまには色分けしてうまくつくってある部分もあつたりするんですけど、オリジナリティーというか、宮崎県やっぱり違うわけ

ですよね、各県によって状況も違うし、性格的なものも違うし。だから例えば四国の高知がつくっているのがカラー刷りの、うまくできた産業振興計画とかあつたりしたわけですよ。だからそういうことで、コンサルに委託しないといけない部分がいかにと言っているんじゃないで、それはそれで必要でしょうけれども、総合政策部に優秀なスタッフの皆さんがいて、いろいろプランを練っておられるわけですから、できるだけこの宮崎県ならではの、そういうオリジナリティーというか、特色のあるものをつくっていただくと。読んでどきどきするようなものをつくっていただくといいなと思うんですがね。基本方針はどうですか。

○重黒木総合政策課長 委員御指摘のとおり、この総合計画そのものにつきましては、県全体の将来の姿、目指すべき将来像ですとか、長期的な戦略を描くものでございますので、各県比較して、共通する部分があるのは一定程度仕方がないかなというふうに思っております。それを受けて各部門別計画等ができていく、産業、農業、福祉ですとか、部門別計画がそれを踏まえてでき上がっていくんですけれども。それと我々のほうで長期ビジョンとは別に、一緒になってまたアクションプランもつくっていきますので、そういった中でしっかりと県の実情を踏まえた、できれば独自色のあるような計画に仕上げなければいいなと思っております。

○緒嶋委員 その学識経験を有する者を選ぶ基準というのは。偏った学識経験者じゃないかなわけですよね。そういう人を選ぶ基準というのは、どういう。

○重黒木総合政策課長 基本的には、緒嶋委員おっしゃるとおり、県全体の計画でございますので、あらゆる分野からバランスよく選ぶとい

うのが基本になると思っております。基本的には各団体の代表者の方々をそれぞれの分野、大きくは人とか暮らし、それから産業、3つの分野で検討していくということでございますので、それぞれの分野に応じた団体の方々を県庁内の各関係部局からも推薦をいただきながら選んでいくこととなります。

それに加えて、宮崎大学等の大学の先生方も入れていきながらということが一つ。

それと、あとは公募委員を一定程度入れましょうということになっていきますので、1割程度は公募の委員も入れながらということでございます。

それと、最近はやっぱり「産学金労官」、それから「言」ということでマスコミまで含めてといったところでしっかり連携してやるべきという御指摘もいただいておりますので、そういった産学金労官言という視点も交えながら委員を選んでいくことになろうかと思っております。

○緒嶋委員 選ぶのも、やっぱり地域性もある程度考えんと。極端に言えば、学識経験者といえ宮崎市を中心にした人が多いんじゃないかなという気もするので、やっぱり全体的に宮崎県の地勢も考えれば、ある程度宮崎県全体の地域的なバランスも考えながら選ぶことも必要じゃないかなという気もする。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおりであると思っております。一律に地域バランスということで選ぶのはなかなか難しいところもございますので、例えば産業界から選ぶときに、森林組合の方ですとか、漁業の関係の方とか、あるいはそれぞれの中小企業の代表者の方々とか、選ぶ際には一定程度、宮崎市だけではなくて、ある程度県内バランスよく選べるようにできるだけ配慮したいと考えております。

○長倉統計調査課長 それでは、先ほどの蓬原委員の御質問にお答えいたします。

まず、家計調査につきましては、今年度の調査について平成31年度の3月に家計調査報告、宮崎市分、平成30年平均ということで報告を予定しております。

それからもう一つ、経済センサス基礎調査でございますが、今年度の調査につきましては、調査の前年度の準備調査ということで、実際の経済センサス基礎調査については来年度と再来年度に実施する予定でございます。

経済センサス基礎調査につきましては、調査日から1年以内の公表、これは速報ですけれども、ということになっておりまして、日程についてはまだ未定でございます。これは国のほうの公表ですけれども。

○松村委員長 ほかに議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

○重黒木総合政策課長 報告事項でございます。委員会資料の3ページをお開きください。

私のほうでまとめて報告させていただきますけれども、総合政策部の平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

こちらは、昨年度の定例県議会におきまして繰り越しの承認をいただきました事業につきまして、その繰越額が確定いたしましたので、御報告するものでございます。

総合政策部では、表にありますとおり、2つの事業を繰り越しておりまして、繰越額は2事業合計で、合計の欄でございますけれども、8,239万1,000円となったところでございます。

説明は以上であります。

○松村委員長 報告事項についての質疑はございませんか。

○蓬原委員 携帯電話のエリアというのは、いわゆるデジタルデバイドとかよく言っていましたけれど、この通話不能地域の解消ということですよ。今どれぐらい残っているんですか、県内で。

○斎藤情報政策課長 携帯電話のほうでいきますと、現在この繰り越しの事業が完了したということで、212世帯が残っております。

○蓬原委員 県内全域の中の212世帯がいわゆる非通話区域、つながらないということですか。

○斎藤情報政策課長 はい、そのとおりでございます。

○蓬原委員 大体地域的にはどのあたりでしょうか。

○斎藤情報政策課長 地域的には、県内ちょっと全域ばらついておりまして、全部で10市町村でございます。

○蓬原委員 あとその100%解消のめどは、大体いつごろを目指しておられますか。

○斎藤情報政策課長 100%といいますとなかなか厳しい面もございますが、現在、市町村のほうとできるだけ解消できるように話し合いをさせていただいております。今のところは、目標でいきますと31年度までにはまず200世帯を必ず切ると。それ以降、順次頑張っていきたいと思っております。

○蓬原委員 そこは固定電話はつながっているわけですよ。

○斎藤情報政策課長 固定電話は全部つながっております。

○蓬原委員 なるほどね。わかりました。

○井本委員 今何か、Wi-Fiか何かつなげると飛ばせるような仕組みがあるんだろう。

○斎藤情報政策課長 Wi-Fiという無線通信の方式もありますが、基地局がないとなかなかその方法も難しいということで、現在、観光地とか防災拠点とかそういったところにはWi-Fiの設備が順次整備されつつあります。

○井本委員 コスト的にはどっちが安く上がるんだろうか。

○斎藤情報政策課長 コスト的にいきますと、なかなかWi-Fiでつながる地域といいますと、数百メートルの範囲ということで、その分だけ機器を設置していかないといけないということで、整備する範囲でコストも変わってきますので、その辺一概にはちょっと言いづらいところがございます。

○井本委員 わかりました。

○緒嶋委員 国体準備課だけど、この明許繰り越しは、どういうわけですか。

○岩切国体準備課長 この基本計画策定事業につきましては、県有主要3施設の整備について施設のレイアウトとか規模とか機能構造とかについて、基本計画という形で策定をする事業でございますけれども、その一番重要といいますか、整備場所の選定を昨年度行ったところですが、その選定自体の調整、関係機関との調整に時間を要したというところで年度内の基本計画の策定が困難となったものでございます。

○緒嶋委員 繰り越してもう2カ月過ぎたわけだけど、これはもう執行されているわけ。

○岩切国体準備課長 委託料になりますけれども、これにつきましては一部内払いという形で昨年度執行はしております。

○緒嶋委員 なら、まだ終わっていないということ、今、一部ということだけれど。

○岩切国体準備課長 今回繰越額として確定しております、この金額についてはまだ支払いも

行っておりません。今事業として、計画策定中ということになります。

○緒嶋委員 これが早く終わらんと次のステップに進めんことない。そうすると今年度の事業そのものもおくれることになる、全体の整備計画がおくれることにつながるんじゃない。

○岩切国体準備課長 今年度、後ほど御説明もさせていただきますが、3施設について、基本計画を年度内に全て策定を終わる方向で計画をしております。その後、次のステップに移っていくという形でスケジュール感は持っておるところでございます。

○緒嶋委員 これは前年度の繰り越しだが、そうすると今年度の執行をまた来年度に繰り越し可能性が、このことがおくれることであるんじゃないか、全体整備が遅れるんじゃないかという懸念があると私は聞いている。今年度の予算執行は大丈夫ということか。

○岩切国体準備課長 今年度の予算につきましても、順次必要な事業を進めていく予定にしております。

○緒嶋委員 いや、大丈夫かと聞いている。

○岩切国体準備課長 はい。計画どおり進めてまいります。

○緒嶋委員 わかった。

○松村委員長 報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○重黒木総合政策課長 それでは、委員会資料の4ページをお開きください。

総合政策課からは5件の御報告がございます。

1件目が、霧島山の噴火活動に伴う対策についてでございます。

まず、1の現状でございますけれども、御承知のとおり、新燃岳や硫黄山の噴火に伴い、周辺地域にさまざまな影響が出ております。特に長江川の白濁に伴う水質悪化につきましては、水稻の作付ができないなどの地域に大きな影響が出ているところでございます。

また、観光面ですとか地域経済に対しましても、今後の風評被害を含めて影響の長期化が懸念されているところでございます。

○松村委員長 課長、ちょっとマイクを離して、声を大きくして、聞き取れないところがあるので、よろしくをお願いします。

○重黒木総合政策課長 失礼しました。

2にこれまでの主な経緯を記載しております。

4月19日に硫黄山が250年ぶりに噴火しまして、その2日後の4月21日でございますけれども、白濁が発生しております。水質検査の結果、環境基準を超えるペーハーですとか重金属が検出されたところでございます。このため、県では国への支援要請等を行うとともに、5月11日にはそれまでの情報連絡本部を格上げする形で霧島山火山活動対策本部を設置したところでございます。

その翌週の5月16日でございますけれども、総合政策部長を座長にしまして、えびの市ですとか、国、それから関係団体等の実務者で構成する硫黄山・河川白濁対策協議会を開催いたしまして、情報の共有を図り、必要な対策について連携して対応していく体制を整えたところでございます。

また、5月28日には第2回目の本部会議を開催いたしまして、霧島山火山活動に伴う環境・経済対策方針を策定したところでございます。

また、5月29日からでございますけれども、蓬原議長にも御同行いただき、宮崎の提案・要望としまして、内閣府ですとか農水省、それから国交省等に対しまして必要な支援策の要請を行ってきたところでございます。

次の5ページに対策方針を記載しております。

この方針につきましては、先ほど申し上げましたように、河川の白濁等によりまして地域にさまざまな影響が出ていることから、特に環境と経済分野における課題に適切に対応するために策定したものでございます。

対策の内容は大きく3つの柱立てにしております。

1つ目が、水質・環境悪化の状況把握と対応でございます。

河川や地下水の水質等の監視と正確な情報の発信、それから地元えびの市ですとか大学関係機関と連携しながら水質の改善等に向けた対策を検討することにしております。

2つ目の柱が、水稻を中心とした農畜産業対策でございます。

水稻の作付ができない農家等に対する支援ですとか、今年度必要となります当面の代替水源の確保、それから来年度以降に向けました、中・長期的な観点での農業用水の確保に向けた取り組みを検討することにしております。

3つ目が、観光・商業・農産物などの地域経済対策でございます。

一連の火山活動により影響を受けております中小企業者ですとか、あるいは観光とか農産物の風評被害の防止、それから地域の消費拡大につながる取り組み、こういったものを支援することを検討したいと考えております。

以上の方針に基づきまして、緊急的に必要となる取り組みにつきましては、補正予算での対

応を含めて関係部局で対策を検討してきたところでございます。

次の6ページをごらんください。

対策の方針に基づきまして、今議会に追加上程させていただきました補正予算による事業の一覧でございます。それぞれ所管の常任委員会で御審議をいただいているところでございますけれども、水質の改善対策を初め10事業を計上しております。表の一番下の合計欄でございますが、全体では約2億8,000万円の補正予算案という形になっております。

次の7ページでございますけれども、今回の火山活動に伴う相談窓口の設置状況等を記載しております。健康相談ですとか飲用井戸等の相談、それから営農、経営・金融相談等の窓口を設けております。

次の8ページでございますけれども、さまざまな道路規制ですとか、水質検査の状況、さらには国への要望状況等を一覧化しております。

霧島山の噴火活動等に伴う対策につきましては以上でございます。

次に10ページをお開きください。

報告事項の2件目でございますけれども、宮崎県総合計画の改定につきまして御説明いたします。

まず1の計画改定の必要性でございますけれども、現行の総合計画「未来みやざき創造プラン」につきましては、2030年度を展望した長期ビジョンと4年間の施策展開を示すアクションプランで構成されております。

アクションプランにつきましては、今年度で計画期間が終了するという事、また人口減少のスピードがより一層加速するなど前回改定後の社会情勢の変化、こういったものを踏まえる必要がありますことから、まずは長期ビジョン

について必要な見直しを行った上で新たなアクションプランを策定する必要があると考えております。

2の計画の改定方法でございますけれども、県の総合計画審議会へ総合計画の見直しに係る調査、審議、それからアクションプランに係る政策評価を諮問いたしますとともに、地域別に意見交換会等も実施いたしまして、各市町村ですとか県民の方々の御意見もいただきながら改定作業を進めていきたいと考えております。

3に計画改定のスケジュールを掲げておりません。

7月には第1回目の総合計画審議会を開催いたしまして、その後11月の常任委員会で長期ビジョンの素案を御説明したいと考えております。その後2月議会には長期ビジョン案を議案として提出させていただきたいと考えております。

また、アクションプランにつきましては、その後策定作業を進めまして、来年の6月議会には議案として提出させていただきたいと考えております。

総合計画につきましては以上でございます。

次に11ページをごらんください。

報告事項の3つ目、平成30年度の政策評価についてでございます。

まず1の評価の概要でございますけれども、この政策評価につきましては、平成27年度に策定いたしました、現行の県総合計画のアクションプランに掲げております重点施策「新しい「ゆたかさ」展開プログラム」につきまして、その進捗状況を毎年度評価するものでございます。

このプログラムにつきましては、表にありますとおり、1の人口問題対策プログラムから8の危機管理強化プログラムまで8つのプログラムで構成しております。

2の評価方法でございますけれども、今申し上げました8つのプログラムにつきましては、それぞれ具体的な取り組みの方法・内容ですとか、年度ごとのスケジュール、それからその年度に達成する目安となる目標、こういったものにつきまして毎年度アクションプランの工程表を策定してそれに沿って取り組みを進めることとしております。今、お手元に別冊で資料1として工程表をお配りしておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

具体評価につきましては、この工程表に記載しております指標の達成状況ですとか、施策の進捗状況、こういったものを総合計画審議会に諮問して評価していただく形になっております。

今後のスケジュールでございますけれども、7月上旬に審議会へ諮問いたしまして、その後8月に答申をいただき、9月議会の常任委員会で評価結果を御報告させていただきたいと考えております。

なお、この政策評価につきましては、県議会からも評価の簡素化ですとか、より成果の達成度をはかるわかりやすい指標の設定が必要であるといった御指摘、御意見をいただいているところでございますので、先ほど御説明いたしましたように、今年度から来年度にかけてアクションプランの見直しを行いますので、このアクションプランの策定にあわせましてこの政策評価につきましても必要な見直しを行っていきたいと考えております。

政策評価につきましては以上でございます。

次に12ページをごらんください。

宮崎県県民意識調査結果、29年度に行いました調査でございますけれども、この概要につきまして御説明させていただきます。

調査集計結果全体につきましては、別冊の資

料2でお配りしておりますけれども、本日は主な項目を中心にこの委員会資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

まず1の調査方法等でございますけれども、県で取り組んでおります施策ですとか、日ごろの活動につきましてアンケート調査を行ったものでございまして、調査結果につきましては今後の施策等の検討材料にさせていただくものでございます。

設問数につきましては全部で34問、調査の時期はことしの2月、調査の対象は、ここに記載してありますけれども、18歳以上の方から3,500人を無作為に抽出しております。

調査の方法でございますけれども、調査票を郵送いたしまして、郵送もしくはインターネットでの回答という形にしております。

回答者数は全体で1,451人で、回答率が41.5%でございます。前回の44%から2.5ポイント低下しております。

これまで回収率を上げるために、質問項目の絞り込みですとか、あるいはインターネットでの回答、こういったものを導入してまいりましたけれども、長期的に見ますとやはり回答率が低下傾向にありますので、さらにどのような工夫ができるのかちょっと考えていかなければいけないと思っております。

次に2の結果の概要でございます。

(1)が現在住んでいる地域に住み続けたい人の割合でございますけれども、これが「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」、両方合わせますと80.9%の割合となっております。

欄外に参考で、平成24年度以降の結果を記載しておりますけれども、おおむね80%前後で推移しております。これまでと大きな変動はな

いものと考えております。

次に(2)の災害に対する備えをしている人の割合でございます。こちらが「十分にしている」、それから「ある程度している」を合計しますと、45.5%ということでございます。こちら欄外のほうをごらんいただきますと、近年割合が上がってきておりましたけれども、今回は前回並みの割合ということで水準の伸びがちょっととまったのかなと思っております。引き続き、災害に対する備えの重要性、これにつきましては、各部局と連携して、県民への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次のページでございます。

(3)の地産地消を意識して実際に利用している人の割合でございます。

こちらは表の一番上の段、「意識して、できる範囲で利用している」人の割合でございますけれども、66%となっております。近年低下しておりましたけれども、今回は前回より1.3ポイント、わずかでございますが上がってきているということでございます。しかしながら、25年度ですとか26年度、こういったところと比較しますとまだ低い水準にありますので、引き続き県民の意識の高まりを促す取り組みを進めていきたいと考えております。

次に(4)の医療体制全般について満足している人の割合でございます。

こちらは、「満足している」それから「ある程度満足している」人の割合を合わせますと42.2%ということでございます。年度によって上下しておりますけれども、大体これまでと同じ水準なのかなと思っております。

次に(5)の、子育てに関して不安感や負担感を感じる人の割合でございます。

こちらが、「非常に感じる」と「なんとなく感

じる」、これを合わせますと59.3%でございます。欄外になりますけれども、年度によって変動はあるものの、全体としては60%前後で推移しております。ただ、一番上の「非常に感じる」というところの部分が年を追うごとに少しふえていっているのかなというふうに考えておまして、ここをしっかりと分析して何らかの施策につなげていかなければならないのかなと思っております。

県民意識調査につきましては以上でございます。

次に資料の14ページでございます。

報告事項の5件目でございますけれども、地域経済の分析につきまして御報告させていただきます。

こちらは前回の常任委員会におきまして御指示をいただきました事項でございます。

まず1の概要でございますけれども、前回、蓬原議長から御提供いただきました資料が市町村経済計算をもとにした資料でございました。この市町村経済計算につきましては、県におきまして毎年度、市町村ごとの総生産額などを公表している統計資料でございまして、今回、この資料に基づきまして県内を6圏域に分け分析しております。

次に2の圏域別の市町村内総生産額の推移でございます。平成26年度の数値が最新のデータとなりますので、平成17年度から10年間の推移をあらわしております。

まず、上の折れ線グラフでございますけれども、平成17年度を基準といたしまして、それぞれの伸び率を示した推移でございます。一番上の三角を結んだ折れ線グラフでございますけれども、都城北諸県圏域でございまして、ここが県内では一番伸びている状況でございます。

次が、青の四角を点線で結んだ日南・串間圏域でございます。でこぼこはしておりますけれども、こちらが県内では2番目の伸びを示しているところでございます。

次にその下の棒グラフでございますけれども、伸び率ではなくて総生産額、額の推移をお示しております。全体では毎年3兆5,000億円から3兆6,000億円程度で推移しております。

圏域別では、棒グラフの一番右の平成26年度で見ますと、一番額の大きいのがグラフの一番下の部分の宮崎東諸県圏域でございまして、こちらが1兆4,528億円でございます。2番目がグラフの一番上の赤い部分の宮崎県北部圏域でございまして、こちらが7,431億円、その次が緑色の部分でございますけれども、都城北諸県圏域の6,673億円となっております。

次に3、15ページでございますけれども、圏域別の割合でございます。

都城北諸県圏域が17年度が17.1%だったのが18.3%ということで、少し伸びておりますけれども、全体的にはこの10年間で構成比に大きな変動はないと考えております。

次に4の産業別の生産額の推移でございます。

まず(1)の産業別のところでございますけれども、県全体の総生産額を産業別に分類してその推移をグラフにしております。産業別に見ますと、一番大きいのがサービス業でございますけれども、その次が製造業、不動産業の順となっております。この10年間、各産業がおおむね横ばいで推移する中、ちょっとグラフが小さくてわかりにくいんですけども、上から2番目の丸を結んだ折れ線の製造業でございますが、こちらが平成17年度が4,000億ちょっとだったのが、26年度が5,000億ちょっとということで約1,000億円ほど増加しているところでござい

す。

次の16ページをごらんください。

各圏域におきます産業別の生産額の推移をお示ししております。

まず1の宮崎東諸県でございますけれども、ここはサービス業の占める割合が非常に大きい地域でございますが、各産業、サービス業が少し伸びてはいますが、その他の産業はおおむね横ばいで推移していると考えております。

その下の②の日南・串間圏域でございますけれども、全体ではおおむね横ばいでございますが、26年度になりまして上から2つ目の製造業、それから3つ目の建設業、これが伸びているというのが特徴かなと思っております。

次のページでございますけれども、③の都城北諸県圏域でございます。一番上の線になりますけれども、製造業、これが10年間大きく増加してきているというのが特徴かなと思っております。また、後ろのほうに詳しい分析内容を記載しております。

次にその下の④の西諸県圏域でございますけれども、こちらのほうは各産業おおむね横ばいで推移していると考えております。

次の18ページでございますけれども、西都児湯圏域でございます。一番上の丸を結んだ線、製造業ですけれども、これが近年増加傾向にあるほか、農業につきましては、口蹄疫の関係だと思っておりますが、22、23年度に落ち込んだ後、回復してきている状況が見てとれると思っております。

その下の⑥の宮崎県北部圏域でございます。製造業につきましては、大企業の生産調整の影響を大きく受けておまして、増減を繰り返しているというのが特徴でございますが、製造業そのものは非常に高い水準で推移してきている

と思っております。それから建設業、サービス業が26年度から少し減少してきているところに特徴があると思っております。

圏域別の生産額の推移につきましては以上でございます。

次の19ページでございますけれども、生産額が大きく伸びております都城北諸県圏域の状況につきまして、少し詳しく御説明させていただきます。

製造業が大きく伸びた結果、都城北諸県圏域全体の生産額を押し上げているというところがございますので、製造業について分析した内容を記載させていただいております。

なお、市町村民経済計算の統計資料では、製造業の中身の内訳がわかりませんので、ちょっと違う資料となるんですけれども、工業統計の粗付加価値額の推移で分析させていただいております。

また、米印を付しておりますけれども、町村ごとの詳細なデータがちょっとありませんので、大きく都城市の値によりまして分析させていただいております。

グラフのほうでございますけれども、この圏域の特徴といたしましては、一番上の折れ線グラフでございますが、ゴム製品製造業が大きいということが挙げられます。26、27につきましては、事業者が2者以下の場合は、統計資料として公表されませんので、数字がありませんけれども、23から25が大体170億円増加しております。25年度が500億円を超えているということでございます。恐らくその後も高い水準で推移しているんだろうなと思っております。

それからグラフの2番目になりますけれども、食料品製造業とかその下の飲料、こういったフードビジネス産業が大きく増加しているのが特

微かなと思っております。上から2番目の折れ線グラフの食料品製造業につきましては、平成27年度、これ数字書いていませんけれども、371億円となっていて、10年間で約200億円以上は増加しているところでございます。

それから上から3つ目の折れ線グラフになりますけれども、飲料・たばこ・飼料製造業でございます。飲料の影響が大きいと思っておるんですけれども、26年度まで増加しております、27年度少し減りましたが、やはりこれも非常に大きく伸びてきているところでございます。

最後に、5の考察でございますけれども、県内全体の総生産額につきましては、平成26年度時点で10年前からすると1,353億円増加しております、また圏域別の構成に大きな変化は見られませんので、県内経済につきましては全域でほぼ一定水準を維持できているのではないかと考えております。

また、製造業では、大規模企業がございましてその生産変動の影響で、圏域によっては全体の生産額のでこぼこが非常に大きい状況が見受けられます。

今後の展望でございますけれども、やはり製造業の伸びが大きくて地域の生産ですとか、あるいは雇用、こういったものに大きな影響があると思っておりますので、ここをしっかりと伸ばしていくことがやはり重要なんだろうなと思っております。

具体的には、企業誘致はもちろんでございますけれども、都城圏域が典型例でございますが、焼酎ですとか、農畜産物の加工品、こういった食料品・飲料等の製造業、またそれらを支える第1次産業の農林水産業も含めたフードビジネス産業、これをしっかりと支援していくことがまず一つあるかなと思っております。

それから、県北を中心に取り組んでおりますメディカル産業、こういったほかの成長産業分野、これに対する支援にもしっかりと取り組ましまして、県内全体の経済の活性化、こういったものを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

委員会資料の21ページをお願いいたします。

宮崎県中山間地域振興計画の改定についてであります。

1の改定の趣旨であります。宮崎県中山間地域振興計画につきましては、仕事がある中山間地域づくり、子育て環境等の整備と移住・定住の促進、集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、安全・安心な暮らしの確保を重点施策と掲げまして、中山間地域の振興に総合的かつ計画的に取り組んでいるところでありますけれども、現行計画が平成30年度をもって終期を迎えますことから改定を行うものであります。

改定に当たりましては、人口減少が予想を超える速さで進行していることなどから、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の見直しとも連動しながら、次の4年間に取り組むべき施策を整理して、重点化を図ることとしております。

2の計画の概要であります。1)にありまじょうに、計画期間は2019年度からの4年間としたいと考えております。

(2)の意見交換等の取り組みでございますが、現計画の取り組みを検証するとともに集落代表者等へのアンケートですとか、西臼杵支庁・各農林振興局単位で設置しております中山間地域振興協議会において意見交換を実施することとしております。

3の計画改定のスケジュールとしましては、資料に記載のとおり、当委員会にも随時御報告をしながら、最終的には来年6月定例県議会に改定案を提案したいと考えております。

宮崎県中山間地域振興計画の改定については以上であります。

次に資料の22ページをお願いいたします。

U I Jターンの状況についてでございます。

1の県内市町村別の実態として、まず移住実績についてであります。県及び市町村が移住相談窓口など公的な施策により把握した県全体の移住実績としましては、平成29年度が506世帯、932人となり、平成28年度の388世帯、729人から118世帯、203人の増となったところでございます。

なお、米印に記載しておりますが、本県では、本人や家族の意思に基づき、定住することを目的に県外から県内に生活の拠点を移すことを移住の定義としておまして、勤め先の都合により転勤ですとか、本県の暮らしが一時的になる進学による転入などは集計から除いております。

その下の2つの表につきましては、左が平成29年度の移住世帯の年代別内訳、右が移住前居住地の地域別内訳を記載しております。

年代別では、30代が最も多く、次いで20代、40代となっており、地域別では関東からの移住者が最も多く、次いで九州・沖縄、近畿からとなっております。

次にその下の表をごらんください。

移住実績の市町村別内訳であります。平成27年度から29年度までの実績を市町村別に記載しております。直近の平成29年度では最も多いのが宮崎市、次いで都城市、日南市の順となっております。

23ページをごらんください。

移住理由についてであります。

この表は、昨年度の移住実績506世帯のうち、県の相談窓口で移住理由を把握することができました280世帯について、市町村別に集計をしたものであります。

県全体では、一番下の合計欄にありますとおり、最も多いのが就農、次いで実家近くにUターン、次いで就職、これは農林・漁業等以外の企業などへの就職となっております。

市町村別に見ますと、10市町村で就農が1番となっておりますけれども、例えば7番目の串間市のところ、最も多い理由が漁業となっており、これは養殖業を営む企業が雇用されたということのようであります。

また、その上の欄、日向市のところではサーフィンが最も多いといった特徴的な理由も見受けられるところでございます。

24ページをお開きください。

2の他県との比較であります。

(1)の各道府県施策の状況につきましては、移住促進に係る道府県レベルの施策につきましては、平成28年度に三重県が全国照会した調査結果をもとに項目別に実施している道府県の数を記載しております。

また、本県が実施している項目についてはその下の欄に丸印を記載しております。

全国的にほとんどの道府県が実施している項目は、東京における移住専門の相談窓口の設置と移住セミナーの開催となっております。

なお、本県では移住体験ツアーと移住者への補助は実施しておりませんが、いずれも市町村が行う取り組みについて補助の対象としているところでございます。

次に、(2)の他県の取り組み事例であります。

移住実績が多い県や伸びている県で特徴的な取り組みを行っている3県の事例を記載しております。

実績が多い、あるいは伸びている理由につきましては、中ほどの増加等の理由の欄にありますとおり、相談体制の整備など総合的な施策によるものとのこととございます。

右の欄の特徴的な取り組みについて御紹介しますと、秋田県につきましては、秋田の仕事と支援策をパッケージにした「くらし」と「しごと」の提案をホームページに掲載しまして、そのパッケージの体験プログラムを実施するなどしております。

次の2番目、島根県につきましては、都市部の居住者を対象に、東京や大阪の会場で島根県の地域づくりを学びながら、実際に島根県を訪れ、移住者や地域づくり活動をされている方のもとでフィールドワークを行うなど、地域と多様なかかわりを持つことによって、移住には至らない場合でもいわゆる関係人口の創出につながる取り組みを実施しております。

その次の長崎県につきましては、女性をターゲットにしたプロモーションですとか、キャンペーンによる移住先探しの支援事業を実施しております。

25ページをごらんください。

字が小さくて申しわけございませんが、参考としまして、各都道府県の移住実績及び移住相談窓口において受け付けた相談件数を掲載しております。

まず表の左側の移住実績につきましては、各県のホームページですとか担当者からの聞き取りによって把握できました、既に公表している移住実績のみを掲載しております。空欄となっている都道府県につきましては、移住実績を集

計していない、もしくは公表していないところでもあります。

なお、移住実績の欄の一番右の項目、移住者の定義と把握方法が本県と同様の県につきましては、丸印のあります高知県と長崎県のみとなっております。

移住者の定義や把握方法が各都道府県で異なりますので、移住実績を都道府県間で単純に比較することはちょっと難しい面がございます。

また、表の右側には総務省が調査して公表しております各都道府県の移住に関する相談件数を掲載しておりますので、御参照ください。

資料の説明は以上となりますが、移住施策につきましては、相談窓口の設置など基本的な取り組みはどの県も実施しております、道府県間の競争が激化している状況にあります。

今後は、本県に特徴的な移住理由、農業やサーフィンを打ち出した取り組みの強化ですとか、女性をターゲットにしたPR、関係人口の創出など新しい視点での取り組みなどについて、市町村や関係部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

中山間・地域政策課は以上でございます。

○米良産業政策課長 それでは、委員会資料の26ページをお開きください。

フードビジネスの推進について御説明いたします。

まず、1の構想の概要ですが、フードビジネスにつきましては、(1)に掲げておりますとおり、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域活性化を目指し、食品関連産業の生産額を1兆5,000億円とすることを数値目標といたしまして、平成25年に構想を策定し、現在6年目を迎えております。

(2)の具体的な展開にありますとおり、生

産者所得の向上、生産力の向上、高付加価値化の推進、食による観光宮崎の新生の3つの重点項目を柱に、その下に掲げております4つのプロジェクトに基づきまして、産学金官が連携して取り組んでいるものでございます。

2のこれまでの成果であります。1次産品に付加価値をつけてビジネスにつなげていくというフードビジネスの考え方が県内に定着しており、フードビジネス相談ステーションに多くの相談が寄せられておりますことや、海外への積極的な展開による輸出の増加、またみやざきビジネスアカデミーの実施によります人材の育成等が進んでおりますことなどから、着実に成果が上がってきているものと考えております。

次に右側27ページでございます。

3の構想の数値目標の進捗状況であります。

先ほど申し上げました構想の最終目標は、表の一番上にありますとおり、平成32年度までに食品関連産業の生産額1兆5,000億円まで引き上げるということですが、直近の平成27年度の実績で1兆4,473億円となっております、このまま推移いたしますと目標を達成できるものと考えております。

また、その下の中間目標として掲げております各指標につきましては、農業産出額や食料品・飲料等出荷額など、目標設定の時点から大きく増加しております。一部、農業参入法人数など、さらなる取り組みが必要なものもございしますが、全体としてはおおむね順調に推移しているものと考えております。

その下に農業産出額と食料品・飲料等出荷額の最近の推移をグラフでお示しをしております。ごらんいただきますとおり、産出額・出荷額は着実に伸びてきておりまして、平成28年の対22年の伸び率で見ますと、農業算出額が全国5位

の120%、食料品・飲料等出荷額が全国3位の131%となったところであります。

1枚おめくりをいただきまして、28ページをごらんください。

今年度の主な取り組みでございますが、昨年度に引き続き、11のプロジェクトを推進していくこととしております。

まず左上、拡大プロジェクトでは、①から順に、食肉、加工用・業務用の農林産物、焼酎、魚につきまして、一層の生産・販売量や販路の拡大、情報発信などによります認知度の向上に取り組みます。

その右側の挑戦プロジェクトでは、6次産業化等による産地力の強化、フードビジネスを拡大していくための加工・製造面の強化、物流・販売ルートの効率化・多様化や海外輸出の拡大、食による誘客と地産地消の拡大に取り組んでまいります。

次に左下のイノベーションプロジェクトでは、食の安全・安心や新技術の活用などをテーマにスポーツ・ヘルスケアやICTを活用した生産技術の実証等に取り組みます。

最後に右下の東京オリ・パラプロジェクトでは、本県の豊富な食材の採用を目指しまして、実際にオリンピックなどで料理を提供するサプライヤー候補との連携強化やいわゆるGAPの認証取得の推進に取り組んでまいります。人口減少に伴う就業人口の減少や担い手不足など、厳しい状況も出てきておりますけれども、引き続き関係部局と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

最後に、29ページに参考1といたしまして、各プロジェクトレベルの主な数値目標と実績を、またその下、参考2に29年度の主な動きといたしまして、各プロジェクトのトピックスを掲載

しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○川口みやざき文化振興課長 委員会資料の30ページをお開きください。

国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催準備の進捗状況について御説明いたします。

まず1の県実行委員会第3回総会の開催についてであります。

(1)、(2)にありますように、5月28日に開催し、県議会を初め、市町村や経済団体等から約100名の方に御出席いただきました。

総会の主な内容につきましては、(3)の①から③に記載しておりますが、いずれも、これまで国民文化祭企画会議等において検討を重ね、第3回総会において承認を得たところでございます。

まず①の大会ロゴマークについてであります。右側の31ページのとおり決定したところでございます。応募総数382点の中から1次選考と2次選考を経て最優秀賞に選ばれたものであります。このロゴマークは、人と人がつながり、手を取り合って文化が生まれていくというイメージを、水引をモチーフにデザインしております。今後は、この大会ロゴマークを活用しながら、当大会の周知、PR等を行っていく予定です。

次に、資料は30ページに戻りますが、1の(3)の②の実施計画案の策定についてであります。

まず、アの県実行委員会主催事業として、(ア)の総合フェスティバルについてであります。開催日と場所については、表にありますように、プレフェスティバルは10月17日、土曜日に県庁周辺(本館前庭、楠並木通り、県庁5号館、その他周辺)において行う予定としております。

また、開会式は10月18日、日曜日に宮崎市民文化ホールで、閉会式は12月6日、日曜日にメディキット県民文化センターで行うこととしております。

プレフェスティバルでは、県庁周辺エリアにおいて神楽の打ち出しやさまざまなジャンルの文化イベントを行うほか、山の幸・海の幸をそろえた食のブースなども設けたいと考えております。屋外で行いますので、県内外の多くの方に宮崎の伝統文化や食文化に触れていただく機会にしたいと考えております。

開・閉会式では、ステージパフォーマンスを行うほか、先催県の例では開会式に皇室をお招きしておりますので、警備の関係や会場設備、収容人数等を考慮して会場を選定したところでございます。

なお、総合フェスティバルの具体的内容については、専門の事業者から提案を受けた上で今年度中に計画を策定することとしており、現在、業務委託の提案協議の公募を行っているところでございます。

(イ)のシンポジウム・イベントについては、事業数、事業内容、実施場所など、県内各地の地域バランスを考慮しながら、企画会議等において検討を行っているところでありまして、今年度中に実施計画案を策定したいと考えております。

次に、イの市町村実行委員会主催事業の分野別フェスティバルにつきましては、市町村や文化団体等と協議調整しながら、主催事業等の開催地や開催日、事業概要等を内容とする実施計画案を今年度中に策定することとしております。

県といたしましては、今後も引き続き、市町村や文化団体のフォローアップを行っていく予定としております。

また、③の広報計画につきましては、大規模商業施設等でのPRなどのイベントの実施や大会ロゴマーク等を活用した広報を展開していく予定としております。

2の今後のスケジュール案につきましては、ことし8月に国の実行委員会において基本構想の承認をいただく予定となっており、来年度に実施計画の県実行委員会での決定、国の実行委員会での承認を得て、2020年に大会本番を迎えることとしております。

なお、別添資料3として、県実行委員会第3回総会資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 記紀編さん1300年記念事業の今年度の取り組みについて御説明させていただきます。

委員会資料の34ページをお開きください。

初めに基本的な考え方であります。

記紀編さん記念事業の狙いは、県民の皆様には、神話や伝説など、宮崎の宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めていただくこと、そしてその宮崎の宝を磨き上げ、県内外に発信し誘客につなげることで、観光交流の活性化を図っていくというものであります。

平成24年度にスタートしました記紀編さん記念事業も、今年度からフェーズ3の最終段階に入ったところであります。

各事業を展開していく上で、ローマ数字の1から3までのとおり、県内向けの取り組み、県外向けの取り組み、そして今後本格化させる取り組みという3つのカテゴリで整理をしております。

今年度の具体的な取り組みにつきましては、資料の32、33ページにまとめておりますので、

そちらをごらんください。

まず32ページのI、県内に向けての対策と取り組みであります。

(1)の神話のふるさと県民大学ですが、①のリレー講座として、県内大学との連携講座を実施するほか、今年度から博物館を活用した講座や公演を新たなメニューの一つとして行うこととしております。

また、②、③のフィールドワークや講演会、そして④の記紀みらい塾につきましても引き続き取り組んでまいります。

(2)の九州の神楽シンポジウムでは、神楽の関係者や県民の皆様には、神楽の魅力を知らせていただき、体感していただくためのパネルディスカッションや神楽公演を開催する予定としております。

(3)の古墳に関する啓発事業では、市町村の担当者向けの講演会や県民の皆様を対象にした啓発イベント等を実施するほか、古墳に関する連続講座を県内3カ所で開催いたします。

33ページをごらんください。

IIの県外に向けての対策と取り組みであります。

まず1の認知度を上げる取り組みといたしまして、(1)にありますとおり、東京オリ・パラ開会式や関連セレモニー等での神話・神楽の採用や神楽・古墳の世界遺産登録を見据えて、引き続き、国や関係機関等への要望活動等を行ってまいります。

(2)の神話に関心の高い層のプロモーションでは、①の首都圏等の大学と連携した連続講座を開催し、日向神話や神楽、古墳文化について学んでいただくことで「神話のふるさとみやぎ」への理解と愛着の高揚を図ってまいります。

②の県外でのイベントであります、今回で3年目となります国立能楽堂における神楽公演を初め、國學院大學と連携した神楽公演、今年度初めての取り組みとなります、包括連携協定を締結した神戸市での神楽公演などを行うこととしております。

最後に、2の誘客に結びつける取り組みであります。

事業の成果をいかに誘客に結びつけていくかということで、若い女性をターゲットにした女性情報誌とのタイアップや、市町村と連携した地域版パンフレットの作成などを行うことにより、神話ゆかりの市町村への誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

今年度の主な取り組みについては以上であります、別冊で平成29年度の取り組みをまとめた冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私からは以上であります。

○岩切国体準備課長 常任委員会資料の36ページをごらんください。

2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備について御説明をいたします。

まず陸上競技場であります。

(1) これまでの検討状況ですが、昨年10月に県と都城市の関係課による検討会を設置し、これまでに3回の会議を開催したほか、担当レベルでの協議を随時実施しております。

(2) 公園区域案であります。

薄緑色の部分は現在の山之口運動公園の区域を、太い破線で囲まれた部分は新たな公園区域を表示しており、新たに公園区域となる用地につきましては、都城市が取得し、市の都市公園として都市計画決定の手続を行うこととなります。

(3) 整備内容であります、観覧収容数が芝生席を含めて1万5,000人以上の第1種公認の主競技場と第3種公認の補助競技場、投てき練習場を整備いたします。

37ページをごらんください。

②用地造成は、主競技場、補助競技場、投てき練習場と体の不自由な方々のための駐車場につきましては、一体としてできるだけフラット化を図り、その他の施設につきましては、競技場部分とある程度の段差を許容しつつ、全体として利用者が移動しやすい環境を整えることとしております。

③駐車場であります、これまで木花の県総合運動公園で行われました陸上競技大会開催の状況に基づく必要台数約1,200台に既存の駐車場台数を加えた1,600台程度の駐車場を確保すれば、通常の大会利用については対応できるものと考えております。

なお、国体の開・閉会式や陸上競技の会場として使用する場合は、臨時駐車場の活用や計画的な配車輸送など別途検討を行います。

施設レイアウト案であります。

図の中央部にございます緑色の表示、これは既存の体育館でございます。存置をいたします。

青色の表示が第1種競技場、第3種競技場、投てき練習場、多目的広場、薄いオレンジ色の表示は駐車場であり、中に1カ所青色表示がありますが、ここは芝生広場の形で整備する予定としております。

(5) 今後のスケジュール案であります、これから基本計画の素案整理を行い、8月にパブリックコメントを実施、その後、計画の取りまとめを行い、9月に議会報告をする予定であります。

38ページはイメージ図でございます。御参照

ください。

39ページをごらんください。

体育館について御説明いたします。

これまでの検討状況ですが、陸上競技場と同じく、昨年10月に県と延岡市の関係課による検討会を設置し、検討会と担当レベルでの協議を随時実施しております。

整備内容であります、整備場所は延岡市民体育館の敷地であります。

②体育館は、メインアリーナとサブアリーナを整備いたしますが、既存の市民体育館の取り扱いにつきましては、施設利用ができるだけ制限されることのないよう、十分な配慮等を検討してまいります。

③の駐車場と④特殊設備につきましては、必要台数や整備のあり方を基本計画において検討いたします。

(3) 今後のスケジュール案であります、9月に検討状況報告を行った後、計画素案の整理を行い、1月にパブリックコメントを実施し、その後、年度内を目途に基本計画の取りまとめと議会への報告を行う予定としております。

最後に、プールについて御説明いたします。

プールにつきましては、宮崎市内の県有地を候補地としており、まだ整備地が決まっていない状況ではあります、現在、整備手法の一つとしても考えられる民間事業者との連携整備の可能性についての情報収集を行うため、事業発案の段階における事前サウンディングとして官民対話の手続を開始したところであります。その中で、屋内屋外等の施設整備の考え方やPFIの可能性等について、いろいろなアイデアや御意見をいただきながらさらに検討を行い、整備地につきましても決定をしていきたいと考えております。

今後のスケジュール案は、体育館と同様、年度内を目途に基本計画の取りまとめと議会への報告を行う予定としております。

以上です。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○右松委員 その他報告事項で一番最初に挙げられました霧島山の噴火活動に伴う対策について、まずは伺いたいと思います。

4ページに5月28日に霧島山火山活動に伴う環境・経済対策方針を決定されて、右のページに掲載をされている中で2点伺いさせていただきたいんですけれども。その前にまずは、今回の対応で極めて迅速な対応をされておりまして、なおかつ今回の補正で2億7,927万7,000円、その後の水質検査も含めてしっかり対応されていることを高く評価させていただきたいと思います。

その上で、わかる範囲で伺いたいんですけれども、1つは(1)の水質・環境悪化の状況把握と対応ということで、今後、水質改善において、大学あるいは国関係、地元はもちろんですけど、連携しながら河川の水質改善をとという形で書いています。恐らく宮大ではないかと思うんですが、水質改善に極めて著名な先生がおられますので、そういった方との連携だと思っておりますけれども、現在の具体的な水質改善に向けた検討状況、こういった形で進んでおられるのか、その辺をまず1点伺いたいと思います。

それから、あわせて2点目ですけれども、稲作を中心とした農畜産対策という中で、我々の常任委員会でも气象台に伺ったりしたわけなんですけれども、今後、噴火がおさまるかどうかもわからない状況であるのはもう事実でありますので、

そういった中で代替水源を確保していくと。いろんな費用のこともありますから、そう簡単には、なかなか難しい問題であるとはわかっております。

その中で、実は現地にせんだって常任委員会の県南調査で行ってまいりました。現場の状況を、これはもう細かいことは余り言いませんけれども、ちょうど伺ったところが浜川原橋のところから見させていただいたわけなんです、すぐ近くに弁財天という貯水池がありまして、そこから長江浦地区関係はある程度、農水路を使って水を送れるということなんです、岡元地区の22ヘクタールが代替水源の確保がなかなか難しいという状況を伺いました。それで知事の答弁で代替水源の確保については中・長期的な観点で必要な農業用水の確保に向けて検討を進めていくということでしたので、こういった岡元地区のようなところの対応を、総合政策部でどこまで把握されておるのかわかりませんが、知事の答弁でもあり、なおかつ対策方針を固められていますので、ある程度共有していたほうがいいのかと思っています。そういった状況を2点、伺いたいと思います。

○重黒木総合政策課長 まず1点目が水質改善に向けての検討の状況でございます。

大きく水質改善といった場合に、大きく2つあると思っております。

一つは、下にたまっている汚泥にどう対応していくかということと、水そのものをどう浄化していくかということとでございます。今、具体の対策が進んでいるということではなくて、補正予算を計上させていただいていますので、この補正予算が議決されたら、おっしゃるとおり、宮崎大学でヒ素の関係でいろいろ全国的にそういった事例を取り扱った先生がいらっしや

るといいますので、その先生にお願いしながら具体の対応策を検討していくことのようにございます。

泥につきましては、まず一定程度分析はしております、その泥が無害化処理が必要か否か、ここが一つポイントになってくると思っております。無害化処理が必要でなければ割と、あとはどういうふうに分してあげればいいのかというところの議論になるかなと思っております。ただ、一定程度の何らかの処理が必要ということであれば、そこにどれぐらいの費用がかかってどういう方法があるのかを検討しなければならないのかなと思っております。

水質のほうにつきましては、きのう発表されましたけれども、徐々にですが、よくなってきている状況にあるということでございます。

ヒ素につきましては、下流のほうでは大体環境基準を上回る地点が少なくなっているところとございまして、最上流部のほうでもヒ素の値は、大分、前よりは少なくなっている。ただ、ペーハーがまだ高い状況でございますので、そこをどうするかというところとございまして、そういった水につきましても、今後どういうふうにしてあげればいいのか、その後の稲作の代替水源の確保にも非常に関係してくるところとございまして、どういったやり方があるか、そこに対してどの程度お金がかかるのか、こういったことも含めて、環境森林部のほうが中心になりますけれども、検討していくことになっていまして、我々もそこに入っていくながら一緒に情報を共有していきたいと思っております。

それから、稲作関係の代替水源の確保ですけれども、長期的な観点も含めてどう取り組むのかというお尋ねだと思います。6ページを開い

ていただくと、今議会に追加上程させていただいている補正予算の一覧表がございますけれども、この中の水稻を中心とした農畜産業対策の一番上にありますのが、農業用水の安定的な確保に向けた、長期的な計画策定の経費ということになっております。その下が当面の対策ということで、今年度の代替水源の対策でございます。

長期的な対策につきましては、今申し上げましたことと重複するんですけれども、こういった対策があるのか、それがどの程度お金が必要なのかを、この農業農村整備事業、公共事業になります。土地改良事業の中で検討していくということでございます。どこか別のところに新たにため池をつくって、そこから引っ張ってくるといったときに、相当程度のお金がかかることも考えられますので、果たしてそういうやり方が適切なかどうか。あるいは、もっと簡易なやり方がないかどうか、そういったことも含めて全体的に考えていくべき問題だと思っております。そちらにつきましても、農政水産部のほうと情報を共有しながら今後考えていきたいと考えております。

○右松委員 水質改善のほうは宮大としっかり連携していただき、それで今後のことを考えたときに、被災地対策だけではなくて、さまざまな場面においてこれは活用していけると思っているんですよね。だからノウハウを蓄積していただいて、それを今後に活かしていけるような考え方でチームを組んでもらうといいのかなと思っています。私の、宮崎市でもやっぱりいろんな河川のことでいろいろ御意見いただくんですよね。そういった中で、今回は、当然えびのこの長江川の水質改善でオーケーなんですけれども、今後活用していける場面をふやせるよう

にノウハウの蓄積をお願いしたいと思っています。

それから、代替水源に関しましては、これ知事答弁で出ましたので、今後、課長がおっしゃいましたとおり、部局横断でいろんな情報を共有していただくとありがたいなと思っています。

○松村委員長 関連して霧島山噴火等について、ございますか。

○前屋敷委員 代替水源の件なんですけれども、このままやはり水質が安定をして農業用水として一定利用できる状況が来るかもしれないんですけれども、やはり硫黄山の噴火がおさまったと確実に言える状況じゃないので、その辺も踏まえて、いつ新たに今度のような事態になるかもしれないということも想定しながら、代替水源の確保は、先ほど言いました、新たなやはり水脈を見つけたり、引いてくるとかいう点では費用も要りますけれども、今後のことも想定してそういう対策もきっちり検討していく必要があると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおり、代替水源の問題、今後のこともございますので、えびのこの地域の農業全体をどうするかという観点からも、代替水源を確保していくのか、あるいは違う作物に転換していくのか、いろんなやり方があると思いますので、どれが一番合理的なのか、あるいは農家さんにとってどれが一番望ましいやり方なのか、それも含めて全体的に検討していきたいと。それは農政水産部のほうでまずはやっていくのですけれども、対策本部とか白濁の対策会議をつくっていますし、地元の協議会、我々が運営していますのでしっかりと連携しながらやっていきたいというふうに思います。

○前屋敷委員 今後の方向としては、その農家の皆さんの意向がきちり中心に座ることが大事なので、いろんな作物に転換して農業を続けていくことも大事ですけど、やはりえびの米をどう守るかという視点も、非常に農家の皆さん方も、また地元もそこは大事にしていると思いますので、その辺も重要視して進めていただきたいと思います。

○武田委員 風評被害が一番気になる。その他の技術的なところは専門ではないのもう専門家の方にお任せしたいと思うんですが、風評被害対策として8ページの最後に風評被害に関する対策支援ということで、被災地域の活性化のための支援とか観光客または農産物のPRに係る支援とあるんです。これ情報開示をしながら最終的に安全ですよというのを消費者の皆さんに伝えていかないといけないんですが、やり過ぎても、知らない方もいらっやると思うんですよね。宮崎の方は硫黄山の噴火でえびのがこういうふうになっているというのはわかるんですが、余りやり過ぎても知らない方が心配されるようなこともあるだろうし、かといってやっぱり情報開示をしていかないといけないので、そのあたりをどういうふうにするか。まず風評被害を抑えることにどういうふうな形で取り組まれるのかをお聞きしたいんですが。

○重黒木総合政策課長 観光面とそれから地域の農産物と2つあると思っております。

観光面につきましては、まず正確な情報を発信していくところが一番大切だなと思ってまして、8ページにありますように、観光情報サイト等では、どこまでが規制範囲でどうなっているということをしっかりとアピールしていくところなのかなと思っています。それに必要な予算につきましては、6ページのほうに關係の

観光予算も計上されておりますので、ここで応援イベント等もやりながらしっかりやっていくということだと思っています。

それから農産物につきましても同様に、今回、農政水産部のほうで予算化をしておりますので、知事のトップセールス等をしっかりやっていって、地域の農産物のPRをしていくことが一つと、実際そこでとれた野菜とかお米について検査をする体制を整えていますので、そういったところでしっかりと科学的な根拠も示しながらやっていくんだと思っています。

おっしゃるように余り風評被害、風評被害と言うと、いろいろなマイナス面も逆に出てくるという御指摘もございますので、そこも気をつけながら。ポイントは、やはり今回の災害で河川が白濁しているところが大きいんですけども、この原因というのが、自然由来のものが地表に出てきているところで、人為的な人工物の汚染とかではなくて、もともとそこにあった自然由来のものが火山で出てきているところはしっかりと説明はしていきたいなと思っていますのでございます。

○武田委員 ありがとうございます。県民の皆様、また県外の消費者の皆様、両方に風評被害が長引かないというか、余り起こらないような形でよろしく願いしておきます。

○緒嶋委員 この県の予算に計上されない、国が直接やったような予算はあるとですか。

○重黒木総合政策課長 国のほうが直接的にやった予算は、いわゆる農業共済ですね。農業共済の關係で1反当たり3万幾らか出るんですけど、それについては国が直接ということでもございます。残りの県で計上している事業も、農政水産部を中心に農水省のほうから半分ぐらい補助が出たりとかいう事業があります。

○緒嶋委員 それと沈殿池をつくるというか、そういうのはこの中に何か入ってるわけですか。

○重黒木総合政策課長 沈殿池ですとか緊急的に土のうみたいなのを積んでいる事業があるんですけど、それはえびの市のほうでやられた事業で、えびの市と地元の国の河川国道事務所、こちらが連携してやっている事業ということで、今回の県の予算の中には出てきておりません。ただ、技術的な支援は我々としてもいろいろ情報提供とかはしながらやっているんですけど、事業としては市の事業、あるいは国の事業という形になっています。

○緒嶋委員 県費はそれには入れないことになるわけね。

○重黒木総合政策課長 それについては県の予算はないということでございます。ただ、えびの市に相当程度の負担が出ていますので、えびの市と一緒に国に対していろんな財政支援措置の要望をこれからやっていかなければならないと思っております。

○緒嶋委員 これは、やっぱりえびの市にとっては大変なことですよ、本当に一つの災害ともとれるわけで。そういうことであれば、直接こういう予算的なものに計上されなくても、特交とかいろいろな形の中でその財政支援という、方法はあると思うんですね、国のほうの中で。やっぱりそういうことについては県も中に入って支援の方法を考えてやらんと、えびの市としてもこれはもう大変じゃないかなという気がするんですがね。そのあたりどうですか。

○重黒木総合政策課長 今回のえびの市が行ったような事業につきましては、今の時点では、国交省も環境省も農水省もそれにぴったり合うような制度事業はないということでございます。したがって、まずは新たな制度というか、

新たな仕組みを財政支援措置も含めて関係の省庁に要望していくのが一つございます。それと、おっしゃるように、総務省のほうに対しては、それに対する特別交付税措置も含めて何らかの地方財政措置を要望していくと。大きくはその2本立ての要望になると思います。おっしゃるとおり、なかなかえびの市単独では、そこ辺のノウハウも難しいところがございますので、我々もえびの市からの相談を受けながらしっかりと支援していきたいと思っております。

○蓬原委員 関連質疑ですけど、先ほどのその水質の話ですが、風評被害、結局一番問題になるのはこのペーハーと生物が住めるか住めないか。それからヒ素とカドミウム、これに皆さん方一番敏感に反応されるんじゃないかな。だけれど、このヒ素というのが、今基準がありますけれど、これを例えば1年間飲んでもどうもないとか、例えば水道水だって塩素が入っているわけですよ。だからそういうところの科学的根拠、実際飲んでもこうなんだというのは、臆せずに言っていんじゃないのかという気はするんだけど、逆にですよ。これは例えば、この濃度であれば、人間に例えるとまずいかもしれないけれども、何かの動物が飲んでも問題ないんだとか、その基準というものはあるわけですよ。だから今ある、このヒ素の基準が何で決められたとかの詳しいところまではわからないけれども、そこあたりの専門家のコメントとか、そういうのを出してあげるといいのかな。ただもうヒ素が出た、カドミウムがどうだということだけで、非常に過敏に反応するわけで、どうですか、そのあたり。

○重黒木総合政策課長 おっしゃるとおり、重金属については、環境基準ということでございますので、飲み水として使うには適さない基準

でございます。ただ、それも程度の問題、飲み水としては当然使用できませんけれど、例えばそれをさわるぐらいだったら全然問題ないですよとか、そういったことはいろんな説明会等ではできればお話ししていければいいかなと思っております。

土壌のほうも、土壌汚染対策法の中で一定程度溶け出す基準があるんですけども、それはあくまでも産業廃棄物として処理するときの基準でございますので、もともと自然の中に一定程度あると。特にあの地域は一定程度あることについては、前回の泥の基準のときは、記者発表の中に入れておりますけれども、そういったこともいろんな席で説明していきたいと思いません。

○蓬原委員 それともう一つ。今事業の話がありました。これは、いわゆる県が単独にやるのは(1)番だけで、あと(2)番と(3)番については市が行うことについての補助ということですよ。全体の事業費、結果的にどれだけの事業をするのかと。今、国の事業の話も出ましたけれど、今回のこの硫黄山水質汚濁に関して、全体として、最終的に市がやるにしても、あるいは国の直で補助があるにしても、どれだけの事業なのかという全貌がつかめるといいかなと思うんですよ。これは県の歳出部分だけですよね。例えばプレミアム商品券についても2,500万となっているけれども、実際は総額として幾らなのかとか、農業農村整備事業についても実際は幾らの事業をするのかという量的なものが、どうもうまく見えてこない。今は資料はないでしょうから後からでもいいけれど、この事業の全貌が見えるもの、最終的にどれだけの事業をするか。だから県はこれだけ補助します、国がこれに補助があります、市がこれだけ

出して最終的にはこれだけの事業をしますという一覧表というか。そういうのは出せないんですかね。

○重黒木総合政策課長 ちょっと考えてみたいと思いますけれども、今おっしゃったプレミアム商品券は、全体としては5億円のプレミアム商品券を発行して、その1割分について、5,000万ですので、2分の1がえびの市の2,500万、2分の1が県の2,500万ということ。あとは商工のほうの金融支援事業も一定程度の融資枠がございますので、そういったものを含めると相当程度の予算枠になると思います。どういうふうに積算すればいいのか、ちょっと考えてみたいと思います。

○蓬原委員 というのは、恐らくこの白濁の問題とか、今、沈殿池の話が出ましたけれど、この前国交省にも一緒に行きましたが、全国でもある意味では先進例というかモデル例にもなるようなこともあるようですので、初めて起きたこの硫黄山の噴火に際して、どういう対策を結果的にしたのかという全貌をつかんでおくことが、後々のためにも必要じゃないのかな。例えば、今のマグマだまりがいろいろあって、これが連担して、霧島山の御鉢かな、あちらに来た場合、都城側に行くわけですよ。あるいは高原のほうに行くかもしれないわけですよ。思わぬところからその噴火があつてですね。そういうときのモデルケースにもなると思うんで、こういう場合は、どういうふうに、どういう事業で、どういう対策を、というのがいい前例になると思うんで、その全貌をつかめるものが欲しいなと思うんですけどね。

○重黒木総合政策課長 県事業であれば、恐らく整理がすぐできると思いますけれども、えびの市とそれから国の関係省庁の、予算がどの程

度あったかというのは、ちょっと調べていきたいと思っておりますので、また取りまとめて改めて資料として御提供できればと思っております。少々、時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

○松村委員長 今の件で資料の提出をということでしたけれども、内容からするとちょっと時間を要する、あるいは補償料とかでいうと、借りなかったら金額が生まれないところも出てきますので、大体可能な限りのところで結構だと思いますが、総事業という大きく取りまとめられるところは、取りまとめて、できた段階でよろしいですし、次の委員会でもいいですし、また御報告ください。

○重黒木総合政策課長 わかりました。農業共済とかになると、実際どれぐらいの方が利用したかとかいうのもございますので、次の委員会をめぐりに一旦区切りまして、そこでどれぐらいになっているかというのを御報告させていただく形で検討させていただきたいと思っております。

○松村委員長 それではそのように取り扱います。

引き続き、関連してございますでしょうか。

これ以外でも質疑がございますか。

○緒嶋委員 中山間地域の振興計画の改定についてですが、今説明があったとおり、大変厳しく、人口減少が顕著なわけですね。その中でこの中で書いてあるように仕事があるとか、環境や定住が促進できるとか、安心安全な暮らしができるとかいろいろそういうことが整っておれば、定住もふえると思うんですけどね、やっぱり過疎に歯どめがかかるかなど。しかし、現実なかなかこれは容易ではないわけで、今後の4年間において施策を整理して重点化を図ると言われたでしょう。その重点化という意味は、

どういうことを含めておるわけですか。

○日高中山間・地域政策課長 中山間地域振興計画につきましては、過去2期にわたって一応計画に基づいて全庁を挙げて取り組みを進めておりますが、先ほど委員おっしゃったように、人口減の流れというのはとどめることはできておりませんし、中には本当に生活をそこで続けていくのは難しいような地域もございます。そういったことも踏まえまして、今度の計画におきましては、ある程度その地域をもうちょっと細かく見て、同じ中山間地域でもどの程度の困難度というか、そういったものが発生しているかということまで一応考えまして、それに応じた施策を展開できるような形を考えております。一律にこういう形でというふうにやっても、どうしても個別個別で発生している困難な項目は異なりますので、それにできるだけ細やかに対応できるような形の計画、それを重点化していこうというふうに思っております。

○緒嶋委員 やはり就農とか就職、働く場所とかに具体的な、こういうことに力を入れる明確なものをやはりつくっていかないと、抽象的な言葉だけではどうにもならんわけですね。中山間地で何をこの町とか村はやるといような明確なものを。それが重点化だから、そういうものを打ち出さんと、抽象的な言葉として、美辞麗句という言葉があるが、そういうことではもうどうにもならない。そこまで深刻であるということを踏まえた対策を私は立ててほしいと思うとですよ。何がいいかは私自身もなかなかわかりません。それはどこの家庭でも、働く場所があれば子供は置きたいと、そして仕事があればそこに住ませたいと。一緒に住ませたいけどそういうものがないから、やむを得ず都会に行くとか、県外に行くとかいうことをせざる

を得んのだと。もう深刻なわけですね。これは首長さんたちが一番わかっておると思うんです。そこをどうするかということを考えていかんと。それは生活の場ですから、生活ができんとそこには住めんわけです。ということは、所得がないとそこには住めない。収入がなければそこに住めないという前提があるから、そのことをどうするか。これはもう県の全体の政策の中でも考えていかな、中山間地だけの問題でもないわけですが、そういうことも含めて、特に深刻な中山間地に対してはそういうものを本当にやはり行政の中でやるべき。これは国も当然考えないかんわけです。国・県・市町村含めてですね。それをどう形としてあらわすかということ。今まで、この10年間でも中山間地で企業が一つも定着していない地域が多い。もうその地域にあるものを何とか生かすという考えで、観光的なことをいろいろやっておるけれど、新たな企業としてはなかなか、やはり利便性の問題、交通の問題、いろいろ含めて企業誘致ができないわけ。だからもうますますもってやはり都会に行くというような感じになるので、そこ辺を十分考えながら施策を重点的にやっぱり形成してほしいなと強く私は要望しておきます。皆さん方の努力に大いに期待をしたいというふうに思います。何かありますか。

○日高中山間・地域政策課長 おっしゃるとおり、企業誘致とかそういったことは、なかなか難しく、そこで仕事をつくるにはその地域でできること、それぞれの地域に応じて協力し合っていて、そこで何らかのなりわいなりを創造するような事業を興すことしかないのかなというふうには思っておりますが、それが規模とか地域によってそれぞれ異なり、いろんな形があると思いますので、それを支援していくような施策を

組み立てていきたいというふうには考えております。

○井本委員 緒嶋議員も言うように、単独の問題じゃないと思うんだよね、中山間地域だけだね。地方でまちおこしをいろいろやっておるけれども、それらとも全部こう関連する問題だと思うんだよね。その辺のことを、単にここだけ直すのも、それこそ対症療法的に足が悪いからここを治すわとかそういう話じゃなくて、体全体のところからこう末端が要するに疲弊するわけよ。やっぱり全体的構造の中から考えていかんと、この問題は私は解決しないと思います。だから単にまちおこしのために一つのを呼んでくれればいいとか、そういう発想じゃ私はこれはできないと思う。疲弊することがずっと見えておる、このままいけば。もうちょっと大きな観点から私は捉えるべき問題であると思います。どうですか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 委員おっしゃるように、人口減という問題については、これまでの都市に向かう人の意識とかお金とかそういったことを含めて、流れを変えなきゃいけない状況だと思います。これが、すぐ変わるものであればもう変わっていると思いますので、これはなかなか難しい問題だと思います。緒嶋委員も言われたように、これまで中山間としても10年ぐらい取り組んできた中で、やっぱり厳しい状況がもっと厳しくなっているというところが現実だと思っております。

今回、我が部といたしましては、総合計画そのものも見直す予定にしておりますので、全体的なものの考え方というか県全体としてどう持っていくのかということについては、そちらのほうである程度、方向性を示して、その中でまた、御指摘のありましたような各市町村ごと

で置かれている状況が違うというふうに思っております。もう本当に山間部の町村では、それこそ高齢化そのものにどういうふうに今後対応していけばいいのかとかいうふうな問題のところのほうがむしろ重要なんだというところもあるでしょうし、それから町場のところであれば、同じ中山間地域といってもそういったところではなくて、企業誘致がやりたいんですよというようなところ、いろいろあると思います。そういったそれぞれの地域というか市町村とのコミュニケーションをとりながら、どこ辺を今やっていくべきかというようにところをそれぞれのところで整理をして方向性を見出していく、そういったところが、この計画の中でやっていく一つの大きな要素かなと思っております。そういうような全体を見ながら、また個別のところを見てということを進めていければいいなというふうに思っているところでございます。

○武田委員 本当に切実な思いで人口減少を今考えて、何とか増田レポートのようにならないようにして、こう見返してやりたいなと思っているところなんです。意見交換等の取り組みの中で、集落代表者であるとか市町村地域代表者で構成される中山間地域振興協議会等のメンバーが、僕ちょっと全部わからないんですけれど、イメージ的には、50代後半から70代ぐらいの方が多いんじゃないかなと。重点施策の中に、やはり仕事があるとか子育て環境とか集落の維持活性化とか新たな絆とかいう文言を見ると、UIJターン者もふえてきていますし、そういうUIJターン者も20代、30代が多いですよ。こういう方々の意見を中に入れ込みながら、またPTA、子育て世代の方々とか、こうバランスよい年代で意見を聴取されていければいいんですけれど、されていなければ、よくうち

の串間市でもいろいろ会議をつくると、ほとんど、JAの組合長であるとか漁協の組合長であるとか、もうそういうある程度決まった方々がどの会議も一緒になっているような状態で、新しい意見がなかなか出てこないような状態ですね。だから、もちろんそういう方も大事なんですけれど、そこに経験者と中間的な方と若い方を入れた形で意見聴取するといいいんじゃないかなと思って。そのあたりはいかがでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 おっしゃいました中山間地域振興協議会は、各地域で行っておりますけれども、地域の声を聞くということで自治公民館とか自治会の会長の方とかは1人は入っていただくような形にしておりますが、その方以外はその地域で今地域づくりを行っている方とか、中には女性の方、若手の団体の代表の方とか、そういった意味で年齢とかバックグラウンドというか、そういったものは割とバラエティーに富んでいるかなと。ただ、地域によってそれぞれ違いますので、同じようなメンバーではありませんけれども、そういうことには一応気をつけて人選はしている状況でございます。

○武田委員 そうやっていただいているということで、いいなと思います。本当に各年代、若手ばかりでもまたいけませんので、女性も入れてよそ者、若者、ばか者っていうのが昔からのまちづくりの基本で、昔からもう何十年前から言われていますけれど、そういう方々を入れてしっかりと意見交換をされて、次の新しい計画をつくっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○右松委員 今後の中山間地域の活性化に向けてのその大きな方向性といいますか、コンセプトといいますか、イメージ図といいまじょうか、

県がいろいろと描いて、実際やるのは各市町村がやっていくわけになるんですが、県としてはやはり市町村にその全体的な方向性なり、このコンセプトイメージ図をお示しをしていく中で、緒嶋委員がもう一番実情をわかっていらっしやっていると思いますが、例えば小さな拠点づくりという。これは本県もいろいろと考えておることだと思っんですが、どうしてもキーワードとなってくるのは、この間高千穂に行ってきましたけれども、やはり村おこしにおいて核となる施設があるということと、それからやはり類まれなリーダーが人材がいるという中で、それを全県的にどうやって広げていくかとなったときに、普通で考えていけばやはり公民館と、それから住民参画。先ほど武田委員が言われましたけれども、幅広い住民の方々、そこに住む住民が一体となった取り組みというのは絶対不可欠だと思っんですよね。実情はもう先輩方が一番よくわかっていらっしやるんですが。その中で例えば公民館を核とした形のやり方でその小さな拠点づくりをしたときに、そこに郵便局があつたりとかあるいは道の駅があつたりとか、あるいは診療所なり加工所なり。小さな拠点はありますけれども、かといってそこに集まってもらうというわけじゃなくて、結局交通政策においても、そこに拠点があつて、そして周りにそれぞれの地域で住み続けることができるような拠点づくりという方向性を、これが正しいかどうかわかりませんが、県としていろいろと考えていらっしやると思っんですよね。ですから、そのコンセプトなり、全体像なり、今後の方向性なり、そのあたりをどういうふうと考えていらっしやるのか、そこをちょっと教えてもらつてありがたいと思っっています。

○日高山間・地域政策課長 計画のその柱と

なるようなところにつきましては、まだこれから組み立てていこうとは考えておりますが、一応国のほうが進めております、先ほど委員がおっしゃられましたのは小さな拠点ということで、住み続けられるために、集落を連携して、幾つかの小学校単位とか中学校単位とか、そういったところで拠点をつくって、それを核として地域を守つていこうという取り組みですけれど、本県につきましても、宮崎ひなた生活圏づくりということで、昨年度からいろいろ調査を始めておりまして、まだ具体的にどこがということはまだできておりませんが、今度の計画の改定に当たりましては、その部分についてはやはり柱の一つになろうかと考えておりますので、その辺は進めていきたいというふうに考えております。

○松村委員長 暫時休憩します。

正午休憩

午後0時1分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

質疑の途中ですが、午前中の審議をここまですし、午後は1時10分から再開したいと思います。

暫時休憩します。

午後0時1分休憩

午後1時8分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

その他報告に対しての質疑の途中でありますので、質疑を求めます。

○右松委員 振興計画については、午前中に申し上げたこととございます。次は、同じ中山間・地域政策課で、次の22ページからなんですが、UIJターンにつきまして質問をさせていただ

きたいと思っています。

まず、移住世帯数が平成27年から比較をして倍以上にふえていまして、大変努力されていらっしゃるということが十分伝わる、結果をどんどん出してきているというふうに思っております。それを踏まえた上で、やはり今後さらにいい結果を出していく、そしてまた平成30年目標値が1,000世帯でございますので、これからも順調に伸ばしていく中でやはり傾向と対策、移住者にアンケートをいろいろととっていらっしゃるかと思います。実際に移住された方、あるいは関心がある方、逆に県外に出られた方、やはりそれぞれアンケートを中心にしながら傾向と対策をしっかり積み上げていく作業が大事かなと思っております。そういった中で、まずはリサーチをかけている中での現状をどのように分析されておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○日高中山間・地域政策課長 委員がおっしゃるとおり、実績としては数字が上がっております。これは、一つは県もそうですけれども、各市町村が移住に向けた取り組みを充実させてきていること、平成27年度からは東京のほうにUIJ推進センターの窓口を置くようにしましたので、そこを通じて移住して来られる方がふえているのかなということでもあります。

傾向といいますか、全国の各都道府県がふるさと回帰センターというところに委託をしておるわけなのですけれども、そこのお話を伺いますと最近の移住の傾向は、以前は子育てであるとか起業であるとか自己実現的なものが多かったけれども、最近は普通に就職をしたい、帰って田舎で就職をしたいという方がふえていることは聞いております。ですから、ある意味では通常の方が移住して来られるチャンスがふえる

のかなというふうに思っております、できるだけUターンですとか、そういった宮崎県に関係のある方にアプローチをして、できるだけ宮崎県への移住を進めていくというような方向でいろいろ取り組みをしていきたいと考えております。

○右松委員 例えば、Uターン者のニーズとIターン者のニーズ、あるいは年齢層というのはやっぱりそれぞれ違うのですよね。今出ています移住前の居住地の分析も非常に重要なかなと思っております。本県においては九州からの移住も28.5%ということで相当数、例えば、今、移住等で結果を出している山陰あたりの県は関西圏からの移住が多いんです。だから、やっぱりそういった移住前の居住地の部分と、それから先ほど言ったIターン・Uターンをそれぞれ戦略的に分析をしていくことでいろいろな支援メニューができてくるのかなと思っております。ですから、そこを今一生懸命やっておりますけれども、さらに精巧に進めていただければと思います。

例えば、Uターンであれば先ほど言った形で帰られる方が多いんですが、Iターンの場合は周囲に地縁、縁故者がいないわけですから、そういった意味でのIターン者への支援のあり方も大事でしょうし、そして、やはり不安を持って移住していく中でできるだけ事前により詳しい情報を提供していくような、そういったことも大事だと思います。それから、移住してきてから定着していくためには、地域の近所づき合いの度合いが大きいほど定着率が高いという傾向もありますので、そういった部分での支援やサポートも大事でしょうから、さまざまな機会を経て、まずはしっかりと分析を今の形でさらに進めていただきたいのと、それぞれUターン

・ I ターン・ J ターンで分析をさらに深めて
いって、希望者の考え方とか、いろんなその前
の暮らしやすさの部分の統計も出ていますので、
そういった形でさらに進めていただければと
思っています。

○日高中山間・地域政策課長 今、おっしゃい
ましたように大事なのが移住をされた方のフォ
ローといいますか、その方が本県に全くゆかり
のない方とかであれば、特にどういふふうな困っ
たことを解消していくか、その不安を取り除く
かという意味で市町村あたりはもうコーディネ
ーターを置くような市町村もございますので、
そういった支援をしながら移住の施策が進むよ
うに取り組んでまいりたいと思います。

あと県外事務所を活用し、協力しまして各地
から福岡県内、九州管内の移住者についてももっ
とふえるように取り組んでいきたいなと思っ
ております。

○右松委員 最後にしますけれども、医療関係
への関心も非常に高いので中山間地域であれば
包括ケアシステムであるとか、それぞれの医療
体制についてもやはり事前に提供してあげると
か、さまざまな形で総合的に、さらに伸ばして
いただくといいのかなと思っておりますので、
ぜひ頑張ってくださいと思っています。

○松村委員長 関連質疑はありますか。

○井本委員 宮崎に戻って来たいという人は、
今、右松委員が言うように基本的なインフラは
ないといかんと思うんです。それはどこでも、
病院があるとか学校があるとか、そういうこと
は基本的にないといかんのだけれども、やっぱ
り宮崎独自の何かそういうものが、それにプラ
スしてないといかんのじゃないか。

これで見ると島根県の数がこんなに多いのは
ちょっと私も本当にこんなにおるのかなと思

けれども、全くうそじゃないでしょうから、やっ
ぱり島根県のおそらくオリジナルな、引きつけ
るものがあるんじゃないかなという気がする。
宮崎県独自の何かそういうものを持たないかん
のじゃないか。

それで、質問も多岐にわたるんだけど、今
度の基本計画なんかも今までのように新しい豊
かさというので今まで来とったでしょう。これ
はそれですつといいなと思っていた。だから、
新しい豊かさというのは恐らく基本的には今ま
では物質的な、経済的なものだけではなくて精
神的な自然の豊かさとか、そういうものを加味
したものをいっておるんだろうなと私は勝手に
解釈して、恐らくそうだと思うんだけど、これ
は宮崎県の大きなコンセプトだと思うんです。
それをいかにして末端までずっとおろしてい
かという。そういうときに宮崎としてオリジナ
ルなそういうものといったときに、前は新しい
豊かさみたいなものを末端に感じられるような、
そういう施策をやっぱり打っていかないかんの
やないかなという気がするんだけど。これは
私の全く主観的な思いなんだけれど、どんなも
のだろうか。

○日高中山間・地域政策課長 まず、島根県
のお話がありましたけれど、数字的には島根県の
数字には私どもの定義以外であります転勤です
とか、進学の方の数字も入っておりますので、
数字的には本県と比べるのは難しいのですけれ
ども。島根県は移住施策に関していうと、全国
でも一番早く取り組んでいる県でありまして、
本県でやっていない施策なんかも結構いっぱい
やっております。それをほかの県がまねをして
追随している状況ですので、先ほど資料にも上
げましたように新しい取り組みについては我々
も勉強をして学んでいきたいと思っています。

先ほどもちょっと申し上げたように、移住して来る人の理由が、委員がおっしゃった意味と全く一緒かどうかは別として、普通に田舎で勤めながら暮らしたい人がふえているということです。ある意味一般の普通の人でもそういう暮らしを求めてきているような傾向があるのではないかと思っています。本県でいうとサーフィンとか自然、ゴルフとかの移住も結構あったりしますが、そういったものに加えて特別なものじゃなくても普段の生活で感じられる豊かさというか、そういったものを感じてもらえるような方ができるだけふえていくようなアピールの仕方というか、そういったものが必要かなと考えております。

○井本委員 話はあっちこっちに進んで申しわけないのだけれども、アンケートを見ると、5番目の子育てに対して不安感や負担感を感じる人の割合が60%ということである。これは子育ての不安感だけじゃない、今の日本人は生活そのものにも不安感を感じている、実際。だからその辺を何かカバーしてあげる工夫をせないかん。やっぱり私は、これは新自由、親和性だと思っている。とにかく日本人を競争社会にぶち込んでしまって、そしていわゆる小さな政府をつくり出したということでしょう。私はこの弊害だと思っているんです。やっぱりその辺を宮崎独自の何かでカバーをするような。みんなの生活は豊かになったんです。豊かになったけれど、不安だとみんなが言っているんです。なぜかって、先が見えないんです。先が見えないから不安。これが本当に先まで見えるようにしてやる。そういう宮崎独自の政策があってもいいんじゃないのかなと私なんかは思う。だから、その辺に対するアプローチは考えていないのか。考えていないと思うけれども、どう思いますか。

部長、何かある。

○日隈総合政策部長 まず、人口問題からしてもこれまで御説明してきたように宮崎県の場合には自然増減がマイナスに転じて、社会増減もマイナスということで、これだけ人口が今後落ちていくことを分析して御報告をしたところですが、けれども、やっぱり社会動態については何とかプラスマイナスゼロに持っていきたい。これまで御説明してきておりますけれども、まず県内にいる若者が、いわゆる学卒者の就職率が全国最下位、何とか昨年の数値では下から2番目ということで上昇をしてきておりますけれども、それでもやっぱり1回都会に出る、進学とかあるいはいったん就職で出た人たちをこのU I Jターンというような形で戻す、これに何とか力を入れてやっていかなくちゃいけない。そのときに井本委員がおっしゃったとおり、宮崎の魅力、新しい豊かさということで指標も出ささせていただいておりますけれども、これをまずは宮崎の子供たちにしっかりふるさとのよさを理解してもらう。まず、そこから取り組んでいくということ。そして、県外に出た人たちにうまくこれをもう一度思い起こす、あるいは認識のなかった人に新たに感じてもらう。そういう取り組みが必要だと思います。

全ての医療機関あるいは福祉施設等のいわゆる環境整備が整っているわけではありませんが、ただこの宮崎で暮らすということがどれだけ都会よりも幸せを感じられるかを伝えて、そしてもう一度戻っていただく。あるいは来ていただくということを進めていくためにそういう発信なり、伝えていくことをしっかりやっていかなくてはいけないのかなと思っています。

ここの数字では、いい数字で徐々に上がっては来ておりますけれども、私どもはまだまだしっ

かりと取り組まないと、今、推計値で出ている数字は我々が推計しているものよりも正直悪い数字ですので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村委員長 関連して質疑はありませんか。

そのほかで質疑はございませんか。

○蓬原委員 27ページです。フードビジネスについてですが、ちょっと数字をお聞きしたいんですけれども。27ページの上に食品関連産業生産額1兆4,473億円、平成27年、下のほうの農業産出額には粗生産額と思いますが3,562億円、平成28年度、その下に食料品・飲料等出荷額5,342億円。上の1兆4千何がしかの内訳になるかと思いますが、合わせて約9,000億円、残りの5,000億円というのは何があるんですか。早い話が1兆4,473億円の大まかな内訳をちょっと教えてほしいです。

あとの地域経済分析についてにかかわるんだけれども。

○米良産業政策課長 一番上の食品関連産業生産額と農業産出額、食料品・飲料等出荷額は大まかな内訳の一部になるかとは思いますが、ちょうどぴったりとした数字ではないんです。

○蓬原委員 なくていいので、大まかなところであとは何があるのか。

○米良産業政策課長 食品関連産業生産額の内訳といたしましては、区分が4つに分かれておりまして、農林水産業が一つ、食料品製造業が一つ、食品関連流通サービス業が一つ、それからそれらの関連投資ということで、この4つの区分を積み上げたもので1兆4,473億円となっております。

ここの農業産出額、食料品・飲料等出荷額は、少し言葉が違いますし数字も少し違うんですけ

れども、大まかな内訳になっているかなとは思っております。

○蓬原委員 県内GDP3兆6,000億円の中の、いわゆる食品関連産業は、計算をしてみれば約4割を占めるということのようです。だから、何を言いたいかというと、こちらのすばらしい資料をつくっていただきましたが、地域経済の分析についてにかかわるんだけれども、結局、宮崎県の産業は何を今後伸ばしていけばいいのかという議論の基礎になると思うんです。農業は基幹産業だと我々は言います。私どもも言います。今、4分類の中では林業も入っていましたけれども、それは小さな部分だとしても、4割を占める産業が農業をスタートとしたフードビジネスをしたり、いろんなことをしたり、それにまつわる設備投資があったりで、約1兆5,000億円弱の経済を生み出しているということでしょうから、そういう理解でいいんですね。まず、いいかどうかを。

○重黒木総合政策課長 今、GDPの話になりましたので少し補足させていただきますけれども、14ページに地域経済の分析で上げている県内の総生産額の3兆6,000億円ぐらい、これは産出額から中間投入を引いた額ということになりますので、大まかにいうと総付加価値の額になります。フードビジネスの状況のところでお示ししている農業産出額ですとか、食料品製造出荷額というのは、いわゆる出荷額で中間投入を引く前の売上額となりますので、全体の総生産の中に占める食料品製造業の割合は生産ベースで見ると中間投入のいろんな原材料費とかそういったのを引かなければならないので、もう少し割合が低くなってくると思っております。

○蓬原委員 それでは、わかりやすく聞きますけれども、細かいところじゃなくてくくりでの

話で。さっきの宮崎県のGDPは3兆6,000億円と通常は言うじゃないですか。その中のいわゆる農業を基礎としたときのあとの加工をしたりとか、もろもろの3兆6,000億円の中に占める割合は幾らかということ。%でもいいですけど、教えてください。

○重黒木総合政策課長 先ほどの3兆6,000億円ベースでお話をさせていただきますと、全体の3兆6,000億円の生産額のうち、農業・林業・水産業、いわゆる第1次産業部分が大体1,500億円ぐらいになっています。その中で製造業が占める割合が5,000億円ぐらいということですので、額的に大きいのはサービス業を除けば、3兆6,000億円のうち製造業が5,000億円ぐらいで非常に大きい割合になっていまして、食料品製造業がその中の一部という形になるかと思っております。ちょっと今は食料品製造業がその中でどれぐらいあるかというのは手元に詳しい資料がないんですけども、割合的には全体の中ではやはり化学工業とかゴムとか石油とか、そういうものが多いものですから、食料品製造業の割合は余り多くはないとは思っております。ただ我々行政がしっかりと支援できる部分の中小企業とか事業者がいるところはそこでございますので、そこを中心にフードビジネスでは支援をしていることになると思っております。

○蓬原委員 細かい資料は後日個別に御教示ください。要するに余り高くないというのは、それでわかりました。

それで地域経済に移っていいんですか。

○松村委員長 ちょっとお待ちください。フードビジネスに関連する質疑はありませんか。

○右松委員 経済成長をしていく中での一丁目一番地で、フードビジネスという形で大々的に取り上げてこられて、いろいろと成果ができて

きていると考えています。

私が聞きたいのは1点なんですが、食料品製造業出荷額を上げていく、もちろん数字を追いかけていくのも大事なんですけれども、私はやはり民間の中小、零細という言い方がいいのかはわかりませんが、民間の力、これをやっぱりいかにこのフードビジネスの分野において県として引き上げてもらうか。

ちょっと視点が別な形かもしれませんが、やっぱり裾野を広げていって、本当の力をつけていく上では民間の力はどうしても必要ですので、そこで一般質問でも以前に取り上げました。北海道の例をちょっと出させていただきましたけれども、2,300事業所、食品関連企業があつて、そのうち1,000社以上が北海道でいえば食品加工研究センターの技術を移転してもらって、そして商品として出荷をしていると。それで本県もフードオープンラボを含めてさまざま前向きにしっかり取り組んでいただいておりますので、あとはやはり技術移転も含めて、商工の分野になりますけれども、ぜひとも民間の力を引き出していくような、1つの視点を。数字を追いかけて数字を出していくことも極めて大事でそれも一生懸命やっただいていますけれども、民間の力をいかに県として引っ張っていくか、この辺もぜひ視点として置いてもらうとありがたいなと思っておりますので、それはぜひお願いしたいと思います。

○米良産業政策課長 委員がおっしゃるとおりかと思えます。今の話は主に商工観光労働部のほうで行っている事業かなとは思いますが、県の商工観光労働部もそうですし、産業振興機構のほうでもそうです。さまざまなそういった中小企業支援のための事業に取り組んでおりまして、私どもは取りまとめてフードビジネス

ということで御報告はさせていただいておりますけれども、私どもの国の補助事業を活用した事業の中でもそういったところにコーディネーターのための予算を確保したりですとか、そういったことで一体的に今取り組んでいるところでございます。今後とも引き続きそういったところで取り組んでいきたいと思っております。

○右松委員 お願いします。

○田口副委員長 ちょっと確認だけさせてください。29ページのフードビジネスプロジェクトの主な数値目標と実績というのが上のほうにございますが、みんな平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績を見ていると右肩上がり目標も達成率も非常にいいんですけども、1点だけ宮崎キャビアの販売数量が平成28年度までは非常によく伸びていたのに、この平成29年度はほぼ横ばい。これはもう生産が間に合わないのか、それとも販売先が余りうまくいっていないのか、ちょっと要因がわかれば教えていただきたいんですが。

○米良産業政策課長 これは農政水産部のほうで行っているものですが、私どものほうでお聞きをしていますのが、輸出の関係で今契約の手続を進めているものがございまして、そこがまだちょっと成果として、数字として上がってきていないというふうにお聞きをしております。キャビアの生産量そのものはふえていておりますので、また今後の販路の拡大ですとか、そんなところにも取り組んでいく必要があるということで、今、農政と連携してやっているところでございます。

○田口副委員長 わかりました。よくニュースでも香港に出荷とか、いろいろファーストクラスの機内食に使ってもらおうとか聞いたりして、その割には実績が余り伸びていないと思っ

たので、ひょっとして生産が間に合っていないのかなと思ったところでお聞きさせていただきました。

○松村委員長 暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

蓬原委員からの資料の請求につきましては、でき次第、報告をそれぞれの委員にお願いします。

○重黒木総合政策課長 早急に整理いたしまして、御報告いたします。

○蓬原委員 半分お願いになりますけれども、29ページのフードビジネスの拡大プロジェクト。このアカデミー賞授賞式アフターパーティーの件ですが、1回、この前、食材として利用させていただいて、大々的に世界に発信ができたということです。これが1回にとどまらず、次回も、来年もできたら再来年もこれに採用していただくと非常に宮崎牛を世界的PRするために大きな足がかり、意味になるわけです。ならないとなれば、話はもうそこまでですが、この前、このときの橋渡しをしていただいた曾原さんがお帰りになって、このときのシェフのウルフギャングさんを宮崎にぜひ連れてきたいということだそうです。私も直接聞きました。ほかの県からウルフさんに物すごくオファーやら接触が始まっていて、実は我が県も何とか取り持ってくれんかという接触があるんだそうです。この曾原さんとしては、宮崎出身なので宮崎牛とこのウルフギャングさんとのかわり、絆を外に対しても強くアピールして、ほかの県からはちょっとシャットアウトというか、そういう意識を持って、できたら次回もこのアフターパーティーに

採用されるように頑張りたいと。そのためには、第一陣としてウルフギャングさんが生産地の宮崎を見に来たいとおっしゃっているので、ぜひことしと言われていました。お話が各部門に行っていると思うので、恐らく部長のところへ行っているんじゃないかと思います。共通の認識じゃないかと思いますが、ぜひ来年も2回目のアフターパーティーの採用となるように県としても力を入れていただきたいと思うのでありますが、部長の御見解を求めたいと思います。

○日隈総合政策部長 農政水産部のほうと協議をしまして、できるだけ実現できるよう取り組んでみたいと思います。

○蓬原委員 それだけいただければ結構です。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。関連じゃなくて結構です。

○緒嶋委員 国体に向けたスポーツ施設の整備について、この山之口運動公園は整備イメージ図ができたということですが、まだ延岡とプール等についてはここまで行っていないとのことです。実際、山之口の場合は用地については全部市のほうで確保するという前提が話の中で何かあるわけですか。そういう誘致されるための都城市のアプローチというか、それはどういうのがあってここまでということになったのか。

○岩切国体準備課長 まず、ここ山之口運動公園、これ自体が都城市の都市公園という形になります。ですので、用地については都城市の土地として取得をしていただくことになります。

今回、山之口運動公園に整備をというものについては、それも含めた上で要請があったというふうに聞いています。

○緒嶋委員 土地は出すが施設整備は県がやってくれと基本的にはそういうことですか。

○岩切国体準備課長 施設につきましては、先ほども御説明をいたしましたとおり、この区域の中にいろんな施設を整備することになります。これを県なり市なりどちらが整備していくのかということにつきましても、今後、これから基本計画を取りまとめますけれども、その中を含めて検討をしていくことになろうかと考えております。

○緒嶋委員 であれば、施設全部を県が整備することでもないということですか。

○岩切国体準備課長 基本的には国体に必要なものというのが第1種、第3種、投てき練習場、これはいわゆる競技場という形です。それから多目的広場は、もともと山之口運動公園自体にもあったものでございますので、それらの整備については、今後どういう形で役割分担をしていくのかという協議を行っていくことになると思います。

○緒嶋委員 当面は、陸上競技場の第1種、第3種、投てき場は県でつくるが、そのほかについては都城市とまだいろいろ協議することになるということですね。

○岩切国体準備課長 競技場の部分についても含めて協議をすることになろうかと考えております。

○緒嶋委員 ということは、競技場の施設整備費の一部を都城市に予算的に出していただくこともあり得るということですね。

○岩切国体準備課長 今後、その役割分担というものを考えていく中で、施設整備自体、それからこの場合は先ほどちょっと触れましたけれども、用地造成という部分とか、それから駐車場の部分もございますので、その全体の中で検討をしていく、調整をしていく、協議をしていくことになろうかと考えております。

○緒嶋委員 問題は、その用地造成が私は相当かかるだろうと思うんです。障がい者にできるだけフラットな施設ということになれば、私たちも行って見て高低差があることは間違いないし、想定外という言葉は悪いけれど、全体を見た場合、予算的に私は思った以上に整備がかかるんじゃないかなという気もする。やはり県としてはここだけじゃなくプールとか体育館もあるわけで、そこら辺は分散してつくることは当然必要だということになっているから、ここでこれは良いんですが、そこら辺も含めて県もやることはいろいろあるわけだし、十分に財政的に都城市もいほうだし、ふるさと納税も70億円も毎年いただくような市でありますので、そこら辺も含めて十分考えていただくこともできるんじゃないかなと、それだけ熱意があるということだろうと思いますので。やはり都城市としては、金は持ってても出たくないという心境だろうと思うけれども、そこら辺の駆け引きという言葉が悪いけれど、十分、県は検討をして県民に説明ができるような形のをできるだけやる必要があるんじゃないかなという気がします、どうですか。

○日隈総合政策部長 緒嶋委員のおっしゃったとおり、かなり金額的にもかかるものとは思いますが。土地は担当課長が申し上げたとおり、都城市のほうでまず取得していただきます。

そして、ここは全て都市公園ということになりますので、社会資本整備交付金、国土交通省からの補助も対象にはなると思います。ただ、幾ら確保できるかもわかりませんので、かかる費用としては造成費用とそれぞれの施設整備費、総額が一体幾らになるのかをまず出しまして、その上で国からの補助がどれぐらいもらえるのかということで試算をいたしまして、その後、

地方負担で県が幾ら負担して都城市がどれだけ負担するかという協議をしていきたい。財源の関係はそういう検討を進めていきたいと思えます。ただ、それはもうちょっと後になると思えますので、今のところ計画案としてまとめているのは、こういう形で用地取得をしてこういう施設を整備しますという形のものを早急にまず詰めていきたい。その上で費用について、さらにまた検討を進めていきたいと考えております。

都城市とは、もうお見せしたとおり、いろんな協議が割と進んでおりますので、今後とももう少し詰めていきたいと考えているところです。

○緒嶋委員 それとスマートインターができたということは、ここに施設を整備する一つの大きな決め手にもなったと思うんです。ところが、スマートインターは、割とこういう大きな大会をするには使い勝手が余りよくないわけです。そういうことは大会のときには何かまた方法があるのかなと思うんで、そのスマートインターの利便性の向上というのもちょっとこの大会に関してはやっぱり考えていかなければ、本線が恐らく渋滞というか、そういうことになる可能性が多分にあると思うんです。それは都城インターで全ておりてもらえればいいけれど、やっぱり山之口に会場があるのに、できるだけ近くでおりたいし、駐車場にどういう車を入れるかもあるでしょうが、そこら辺も含めてスマートインターを利便性のいいスマートインターにするということも大きな課題じゃないかなと思うんです。このあたりの検討は何もされていないわけですか。

○岩切国体準備課長 国体に係る周辺道路も含めた検討の部分についても、県土整備部にも協議をしながら、今後早急に詰めていきたいと考

えております。

スマートインターがどういう形でつかえるようになるのかというのも今の時点では明確ではありませんけれども、情報をとって考えていきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと、スタンドが1万5,000ぐらいというのはいいと思うんですが、これを国体の場合は3万以上のスタンドにしなきゃならぬのであれば、1万5,000人分ぐらいは仮設でということで、私は当然それでいいと思うんですが、基本的にはそういう考えですね。

○岩切国体準備課長 第1種公認の陸上競技場の観覧席については、一応、先催県の例等も含めて検討している中では1万5,000人以上——これは芝生席も含めた形でということでございますが——になるかと考えております。ですので、例えば開会式のときに相当数3万人とかいう観覧者がいる場合には、仮設で対応することになるかと考えております。

○緒嶋委員 わかりました。

それと延岡市の体育館の問題だけれど、ここは今の市体育館の周辺でも駐車場がほとんどないというといかんですけれど、もうかなり手狭であることは間違いないわけです。そこに今度はまた県の体育館ができるということであれば、やはり体育館の利便性は駐車場があるかどうか、遠方から来る人が駐車場はあるだろうかと頭で考えながら行くようなことでは本当はいかんわけです。行けば駐車場があるでないと。そういうことになると駐車場の規模をある程度、体育館に合った駐車場をやっぱり整備するということが絶対必要だと思うんですけれども、そこら辺も含めて延岡市の場合は今後検討されることになるわけですか。

○岩切国体準備課長 延岡市民体育館の敷地に

整備をいたします体育館につきましては、当然、今、委員がおっしゃいましたとおり駐車場の確保が重要になってまいります。その点につきましても延岡市と検討会議も開いておりますし、それ以外に事務的な協議も頻繁に行っている状況で、その中で検討していくことにしております。

○緒嶋委員 延岡市の場合も駐車場とか施設の用地も市が提供するという、都城市と同じ条件と理解していいですか。

○岩切国体準備課長 用地の確保については、今のところ延岡市のほうで対応をしていただくということで伺っております。

○緒嶋委員 今のところという言い方がちょっと理解できない。どういうことですか。

○岩切国体準備課長 済みません。延岡市のほうが対応していただくということになっております。

○緒嶋委員 わかりました。

○松村委員長 よろしいですか。関連して質疑がありませんか。

○右松委員 まず、せっかくですから、このプールのことをちょっと伺いたいんですけれど。PFIということで公共事業の中に民間の資金とかノウハウを活用していくという手法で、今後、事業説明会を開いていく中で公募して、民間企業が入って来る。その辺の状況と言いましょうか、今年度中には基本計画素案を11月にはつくる計画でございますので、そういった現段階における手応えといいますか、見通しと言いましょうか。そしてまた他県の同じようなPFIの事例とかも研究をされているのかなと思うんですが、その辺の総合的な現状をちょっとわかる範囲で教えてもらえるとありがたいなと思っています。

○岩切国体準備課長 今回、プールについては民間の方々と事業発案時点での対話という形で公募を行うことにしております。これは何を目的にしているかといいますと、我々には民間としてどういうものができるかという情報が全くない状況でありますので、その情報提供をお願いしているというレベルの対話の実施でございます。ですので、今回の対話をもって民間との協働による事業にそのまま向かうというようなものではないこととなります。

基本計画の取りまとめに向けて、いわゆる整備手法の一つとしては当然民間との連携の可能性というのはあると思われまます。その一つの手法として、今回情報提供いただいて検討させていただくものと御理解いただければよろしいかと思ひます。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 付加して少し御説明させていただきますが、プールにつきましては、これまでも民間の情報をそれなりにいただきながら、こういう形なら競技団体も求めている全て屋内でということができるんではなかろうかというところの発想までは至ったところでありまますけれども、それが一般的な考え方として使えるのかどうか。そういうふうなことを考えた上で基本計画をつくらなければならないと思っておりますので、そういう意味で広くアイデアなり手法なりというのを募り、相場観といいますか、そういうものをつかんだ上で計画をつくって、PFIに持って行けるのであればそういうふうな形で持っていくというところの感触をつかむための今回の聞き取りというか、そういうふうな作業を進めていこうというものでございます。

○右松委員 わかりました。陸上競技場、それから体育館と比較をすると地元自治体、あるいは

協議会、こういった協力体制も含めてなかなかプールが出おけている状況でありますので、PFIといってもどこまでその辺が可能なのか。少し状況を伺ったままです。

あわせて、やはり身の丈国体とは言ひまますけれども整備する以上、今後の利活用も含めて、ある程度の各種大会の誘致がしっかりできるようなそういった施設を考えていらっしやると思ひます。今後の利活用も含めた施設にさせていただきたいということをお願いさせていただきたいと思ひます。

○田口副委員長 体育館の件で少しお聞きします。

先ほどの話では、体育館は市民体育館敷地内につくるということですから、当然駐車場が今あるところあたりにつくるんだと思ひますけれども、現在の駐車場は延岡市の場合は何台あつて、これは国体もすると何台までにふやそうとお考えなのでしょうか。

○岩切国体準備課長 今、延岡市民体育館の敷地内にあります駐車場は320台になります。

今後、整備する体育館にどれだけの駐車場が必要なのかというのは今後検討していくこととなりますけれども、少なくとも320台は超えるような形に。

○田口副委員長 緒嶋委員から話がありましたように、今時点でも駐車場が非常に不安だと言つていっている中で、確か仮設も含めると県体育館だけで5,000人の観客席じゃなかったかと思ひます。

○岩切国体準備課長 今時点で駐車場台数につきましては800台を一応想定しております。

○田口副委員長 そうすると、これは駐車場に建設し始めるということですから、先に駐車場を確保することで間違いはないんですね。

○岩切国体準備課長 その必要もあろうかと思っております。延岡市についても同様のお考えは持っていただいております。

○田口副委員長 それから、2番目のところの既存の市民体育館の取り扱いを含めと書いてありますけれども、これは現在どのような方向に行きそうなのでしょうか。

○岩切国体準備課長 この整備の方式というものについても、今、基本計画の中で検討をしているところでございますが、延岡市民体育館の稼働率が非常に高いことは十分認識しておりますので、工事期間も含めて住民の方々の利用になるべく支障が出ないような形はどういうものがあるのかということも真剣に十分に考えた上で事業を進めていくことで検討しているところでございます。

○田口副委員長 わかりました。支障が出ないようによろしく願いいたします。

○井本委員 そうすると当然、壊さない分だけ安く上がるのかな。県としてはどうなのか。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 今回の体育館を壊すのか壊さないのかというところが少し延岡市のほうとも議論をしているところではありますけれども、フラットで考えますとメインのアリーナとサブのアリーナの2つ要ることになります。1つの建物でつくってしまうということもあるんですけれども、今の体育館を仮に残すとすると、選択の方法としてメインのアリーナをつくるという考え方が出てまいります。

今の市の体育館も年数的にはかなり経っていますので、ここを1回壊して全部作りかえるというふうな考え方もあると思っておりますけれども、その際に体育館としてのキャパはふえるわけですから、市民の利用としてもそれなりにできる

だろうと思います。その際の工事の仕方をどうするのかとかいうふうなことも当然出てまいりますので、そういったことも含めてなるべく市民の方々の利用に支障が出ないように配慮していきたいという考え方でございます。

○松村委員長 その他、質疑はありませんか。

○蓬原委員 地域経済の分析についてです。

私が前回お願いをしてこういう資料をつくっていただいたんですが、本当に立派な資料ができて、これだけの資料を仕上げるのは本当に大変だったと思います。感謝して評価をしたいと思います。中身に入りたいと思います。

結論が書いてありますけれども、要は日南・串間は製造業が増加、都城北諸県は、製造業が大きく増加、そして西都・児湯が製造業が増加傾向とありますが増加、県北部は増減ということですが、確かに結論としては1,353億円、平成17年度から約10年間で伸びています。それなりの効果として年間100数十億円伸びている、月に1億円伸びている計算になりますから、これは知事の公約にもありましたけれども、いろいろ議論もしてきましたが、外貨を稼いでいかに県内の循環するお金をふやしていくか、それが県民の所得向上につながるんだという原則に照らして言えば、幾ら外貨を稼いでいるかの分類はともかくとして、それだけ生産額がふえているわけですから、これは非常にいい傾向にあるなと思います。

そこで、今後の展望として製造業、言うならば大規模企業についてもキヤノン、それから住友ゴム、旭化成、日機装、王子製紙等々、これらは全て製造業ですよね。それと焼酎、農畜産物加工、いわゆるフードビジネス、メディカル産業、これも製造業ですから、結果的に製造業を伸ばしていくことが、所得が低い——一番下

から見てもすぐ名前が出てくるような——宮崎県の所得を上げることにつながっていくことになると思うので、結論まで書いてくれてありますから、いい分析をしていただいたなと思います。

私の提起は都城市が、平成13年度からでしたけれども、非常に伸びがいいと、全体の割合としてはそこまでないようですけれども、伸びがいいのは間違いないので、そこを分析して全体的にこれでやっていけば全体が底上げするんだという考えでお願いしたデータでしたけれども、うまく分析をしていただいております。あと、私がお聞きしたかったのは、これをやや深掘りしてメディカル産業、いわゆるメディカルバレー構想、いわれて久しいんですけれども、これはその後どの程度伸びてきたのかなということ、要は1人当たりの生産性、1,353億円が10年で伸びているわけですから、県民1人当たりで換算すればそれだけ伸びてきているということですよ。間接的にはそれが所得につながることになるので、14ページに地域別のグラフがありますけれども、市町村民経済計算平成26年度、県央、都城、延岡、大きく分ければこの3つが大きなところになるわけですけれども、人口、そこに住んでいる人をパラメータとして見たときに1人当たりの生産額がどうかという視点もまた見てみると、どこが一番、1人当たりの額が多いのか、普通の一般的な言い方をすればもうかっているのかなという話があってもおもしろいかなと思ったんで。まずはこのメディカル産業、その後の伸びはどうなのか。大変期待をしておりましたが。

○重黒木総合政策課長 探しますのでお待ちください。

失礼しました。メディカル産業につきまして

は、メディカルバレー構想を始めたのが大体、平成21年度からなんですけれども、直近の数字でいくと平成27年度の数字がございます。比較すると大体*200億円弱伸びている感じになっていきます。約7年間でそのぐらい伸びているということなので、一定の効果が出ていると感じております。

○蓬原委員 その14ページの1人当たりの生産額を大ざっぱに。私が人口まで調べてくれば、こんなのは計算すればわかることなんでしょうけれども、やっぱり一番高いのは県央でしょうか。

○重黒木総合政策課長 人口とその生産額の数字がちょっと今手元にないものですから、計算をしてまた後ほどこれも御提供させていただくということで、済みません。

○蓬原委員 先ほどからU I Jターンのこと、若者定着のこの話をしていますけれども、いろんなことがあって、今、若者が出て行ってしまっているわけです。職場がないこと、それから所得のこと、厚生的な条件のこと等があるわけですから、要は1人頭の生産額をふやすことが所得をふやすことにいく、結果的には都会との差が縮まっていく、若者の目も地元に向いていくと。先ほどから議論があるとおりで思うんで、この着眼ではその生産額をどんどん伸ばしていく、どうすれば伸びるかという、このことを一生懸命やることかなと思っている。そして製造業というくくりですけれども、あとほかにどういう産業があるのか。その製造業の中でもどれを伸ばしていけばいいのかということをいろいろ我々も考えますけれども、ぜひ優秀なスタッフのいらっしゃる総合政策部でございませうから、またいろいろとデータを分析してやっていただくとありがたいと思っています。

※46ページに訂正発言あり

○重黒木総合政策課長 人口減少の中で、いかにして社会増というかU I J ターンをふやしていくかになると、安定的で良質な雇用の場、これをつくっていくことが一番大切なのかなと思っております。そういう意味で産業を見ていくと、やはり製造業がいわゆる付加価値額が非常に大きいということでございますので、先ほど申しましたように製造業をしっかり伸ばしていくのが一つの大きな方策なのかなと思っております。

その中で、行政としてやれることを考えたときに、大規模な企業をしっかりと誘致していくということがまずあるんだろうと思っておりますけれども、それ以外には既存のメディカル産業も含めて食料品製造業とかそういったところ、あるいは今、成長4分野という言い方をしていますが、フードとメディカルと木材の関係、それから輸送機器、自動車とか航空機器、そういったものを製造業の中ではしっかり支援をしていくことで、成長期待企業等も認定しながら商工観光労働部を中心にやっているところでございます。そういった取り組みをやっていくのが製造業だと思います。

あともう一つ、最近考えておりますのが、付加価値が多いところが情報通信業がでございます。これは今非常に数字は小さいんですけども、いわゆるICT産業です。これにつきましては、本県のような都心部からちょっと地理的に不利な地域にあるところでもそれなりに企業も集積できますし、なおかつ雇用される方々の給料も比較的高いという業種です。そういったICT産業をしっかりと誘致して育てていくことも大切なのかなというふうに思っているところでございます。

○日隈総合政策部長 産業振興については、今、

担当課長から申し上げたとおりでございます。

これから成長分野の企業を伸ばしていくことが大事なのですが、もう一つ人口問題もありますので、やはり雇用労働者の環境をもう少し改善していったらいいと思います。そういった企業を育成していく必要があるかなと思います。

企業だけがもうかって、配分でどうしても雇用労働者のほうに回っていないという問題もありますので、地元で働く、人が働く、そういった観点も考えながら政策を進めていきたいと考えております。

○右松委員 済みません、1点だけ、30ページの国文祭、障文祭、それから32ページの記紀編さん1300年に絡めた質問なんですが、中野一則議員が一般質問で海道東征の話を取り上げられました。これは昭和15年に皇紀2600年を記念する奉祝曲として北原白秋作詩で、それから信時潔作曲でつくられたカンタータ、交声曲であります。これを文化として本県が取り組む、今の協議の状況は。あれからしばらく経っていますが、これは宮崎神宮さんも協力的でありまして県民で歌う文化の発信としてどうかというふうな話が出ておりましたので、その後の進捗があるのであれば、教えていただければありがたいです。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 海道東征についてのお尋ねでございますけれども、これは県のオペラ協会のほうから文化振興課、私どもの課のほうに国文祭のオープニングでこの演奏ができないだろうかというような企画の提案がございました。こういったことを踏まえまして、県のオペラ協会の会長さんと意見交換を行いまして、いろいろと会長さんのお考えというのを具体的にお伺いをしたところでございます。

オープニングというのは、かなり全体的な時間が決まっております、その中で海道東征をフルバージョンでやりますと1時間ぐらいかかるものですので、なかなかその中でこの海道東征を行うのは難しいのではないかと我々としては思っているところでございます。

オペラ協会のほうとしては、市町村と一緒にいきます分野別フェスティバルの中で海道東征を行うというようなことも示唆をしたりしておりますが、一方で会長さんのほうでは国文祭の中でほかの演目も上演したいというようなこともいろいろと御意見として持っていらっしゃるようですので、もうちょっとこのオペラ協会のほうとその辺の話を詰めていって、どういった形でやれるのかやれないのかを今後もっと詰めていきたいなと思っているところです。

○右松委員 県としての取り組みのかかわり方とそれから御船出が美々津、日向市でございまして、坂元さんのコネクションを使っていたきながら、長いということもありますから、いろいろと考えていただくといいかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○井本委員 記紀編さん1300年事業なんだけれども、いまいち何か広がりがないというか、そんな気がするんだけど。私は前から「天皇家のふるさと宮崎」というものを前に出したらいいいんじゃないかとずっと言ってきたけれども誰も本当に。この日向三代というぐらい天皇家がここから出ていったわけやから。神武天皇が。ここがふるさとですと梅原猛さんがああいう本まで書いてくれたんだから、自分たちで勝手に天皇家のふるさとって言ったら悪いかもしれんけれど、学者が天皇家のふるさとって言うてくれているんだから何であれを利用せんのか。何かパンチのないというか、インパクトのない

ことをずっとやっているなという。ここに書いてある「畿内(ヤマト)王権と日向(ひむか)」なんていうタイトルじゃなくて「大和政権と天皇家のふるさと宮崎」とか何とか。私なんかもやっと今度、記紀編さん1300年で古事記なんかを読んでみると、宮崎は本当に天皇家がおったんだなという。畿内には山陰の神社が向こうにあるから。だから、向こうに天皇さんは行くわけです。我々の宮崎には来ないわけ。しかし、本当の天皇家のふるさとだったら天皇はここに来ないといかんはず。それを何か遠慮をしてか黙っておるというのは、私はもうちょっと言ってもいいのではないかという。じゃないと、何がある、天皇家のふるさと以外に。建物もない何もなし。梅原さんは何であんな本を書いたかという、ずっと自分で歩いたわけ。天皇家のふるさと日向をゆくと。中を歩いてみたら、本当にここはそうだな、ここには確かにその跡があると言っているわけです。それが残っていると。だから、彼は書いてあるわけだから、もうちょっと何かインパクトのある言葉を出せんものかね。これで終わりになるのかなと思うと何かもったいない感じがするんだけど、どうなのか。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 我々の記紀の事業がなかなか広がりが見えないというところは厳しい御指摘だなと思っているところです。

平成24年から私どもの記紀の事業が始まっております、これまで6年でフェーズ1、フェーズ2という形で進んでまいりまして、今年度からフェーズ3ということで、このブランドの定着を図っていくことで取り組んでいくという。これまでもいろいろな神楽の公演であるとか、大学との連携講座というようなことをやりまし

て、皆さんに知っていただくことをやってきたところでございます。

今、委員がおっしゃられたとおり、県内にはいろいろなゆかりの地がございまして、例えば最近の動きで申し上げますと、延岡のほうによく三重大学の宮崎先生なんかにもお越しいただいて、宮崎先生は古代史の専門家でなくて生物資源学の御専門をされている方なのですけれども、この方は独自の視点で研究をされて、天孫降臨の地が高千穂にあったんだというようなことでいろいろと自分の説を唱えられて、そしてそれを講演等で御披露いただいているということだと思っております。

○井本委員 その「天皇家のふるさと宮崎」という言葉を一度使ってみるかどうか検討してみたらどうなの。宮崎牛日本一ってわざわざ言うじゃない。1つのものを捉えて本当に日本一かどうかわからんけれども。日本一っていただいたせっかくの材料を有効に使ったら。

○松村委員長 井本委員、許可をもらって発言をしてください。一応、委員会ですので、課長にその要望に対しての答弁をさせます。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 学術的なところについては、ちょっと我々としては申し上げることができないんですけれども、それぞれの地域でいろいろなそういう神話のゆかりというところを生かしながら地域づくりをやっていく、観光振興に取り組んでいくことは大変重要なことではないかなと思っておりますので、そういった視点で我々としては引き続きやっていきたいと考えております。

○井本委員 手持ちのせっかくの材料があるのにそれを利用していない感じがする、私から見ると。部長はどうかな。検討をしてみたことはあるの。もったいない、はっきり言って。

○日隈総合政策部長 「天皇の」という言葉はちょっとどうかわかりませんが、少なくともこれは神話ですので神話の源流は宮崎であるというのは、もう少しPRしていく必要があると思います。ちょうど国民文化祭と重ねて最終年度を迎えるわけなんですけれども、そこではしっかり神話の源流は宮崎だというのは少なくとも強調していきたい。そういう取り組みをやっていきたいというふうには考えております。

○井本委員 「神話の」といったら、それがインパクトがないと言っているわけ。神話といったら、我々は古事記とか日本書紀を思い出すけれど、神話といったら何かいろんな神話がある、田舎に行くと。あそこに鬼が出たげなとか何とか、そんな神話さえもあるんだ。だから、我々がいう神話、普通の一般国民が「神話のふるさと」っていったらびんとこんのよ、はっきり言って。神話か何かつくつとる、そういう物語をつくっているふるさとかなぐらいしか思わんわね。だから、はっきり私はもうちょっとインパクトのある言葉を使ってもいいんじゃないのかなと思う。検討ぐらいしてもらってもいい気がするんだけど。何かもったいなくて仕方がない。私から言わすと。せっかくこの梅原さんがああやって言ってくれているものを。こっちが勝手に言ったわけじゃないんだから、梅原さん、学者が言ってくれている。何で出さんのか、私が知事やったらやるけれど。もういい。やっぱりこういうのを見ると広島県知事かなと思ったりするんだ。これは本当は宮崎県の知事だったら私はこれはやると言っているはずだと思う。

前清山議員が神武天皇は宮崎から出たと思えますかと本会議場で質問をしたんです。そしてらうやむやってわからない答え、そして次の議会に中野議員がもう1回知事に宮崎県から神武

暫時休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時31分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明を求めます。

○畑山総務部長 お疲れさまでございます。総務部でございます。

まず、御礼を申し上げます。松村委員長を始め、委員の皆様には、先月の常任委員会県北調査におきまして、宮崎地方気象台と津波避難タワーを、県南調査では、青島地域総合センターと小林市役所を調査いただき、まことにありがとうございました。

今後ともこうした実地の調査等を通じまして御指導、御意見等を賜ればと存じます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

平成30年度6月補正予算案の概要についてであります。今議会に提出しております補正予算案は、2件ございます。

初めに、議案第1号「平成30年度一般会計補正予算(第1号)」についてであります。この補正は、国庫補助決定等に伴う経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で14億3,206万1,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が7億4,771万4,000円、繰入金が3,800万円、諸収入が3億434万7,000円、県債が3億4,200万円であります。

次に、議案第15号「平成30年度一般会計補正予算(第2号)」についてであります。この補正

は、霧島山火山活動対策に伴う経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で2億7,927万7,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が4,191万2,000円、繰入金が2億3,736万5,000円であります。

これらの結果、今回の補正額は両議案合わせまして17億1,133万8,000円となっております。一般会計の予算の規模は5,835億1,333万8,000円となります。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳でありますけれども、まず、議案第1号の主なものを申し上げますと、2段目の衛生費は、水道未普及地域の解消を図るため、市町村の取り組む飲料水供給施設の新設を支援する経費等を計上するものであります。

その下の農林水産業費は、産地における園芸ハウスの整備や中山間地域における鳥獣侵入防止柵の整備等を支援する経費などを計上するものであります。

1つ飛びまして、土木費は、昨年6月の梅雨前線降雨により被災した一般国道448号(串間市)のバイパス整備に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第15号につきましても、霧島山火山活動対策に伴うものであります。

まず、衛生費は、長江川・川内川水域の白濁等に係る今後の対策を検討するため、水質検査等による監視を強化するとともに、水質改善や沈殿物処理について大学等との共同研究を実施するための経費を計上するものであります。

次に、農林水産業費は、長江川・川内川水域の農業用水確保のため、簡易的な補給水源を整備するための経費やえびの米の作付拡大や飼料

作物等への緊急的な作付転換を支援するための経費等を計上するものであります。

次に、商工費は、長江川の白濁等に起因する地元の消費の落ち込みを防ぐため、えびの市が実施する消費喚起の取り組み、プレミアム商品券の発行でございますが、これを支援するための経費等を計上するものであります。

予算議案については、以上でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、地方税法等の一部改正により、不動産取得税の徴収猶予の制度が拡充されたことに合わせ、不動産取得税の徴収猶予の申請期限の延長等を行うものであります。

次に、6ページをお開きください。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

これは、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正により地域再生法に基づく県税の不均一課税の適用期間の期限が延長されたことから、関係規定の改正を行うものであります。

次に、7ページをごらんください。

議案第7号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、公職選挙法の一部改正により、都道府県議会議員の選挙において、選挙運動用ビラの作成費用の公費負担が可能となったことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

次に、8ページをお開きください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法の一部改正により、不動産取得税に係る徴収猶予の制度の拡充や特例措置の延長等が行われ、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行った宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告でございます。

この専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものでございます。

議案としては、以上でございます。

続きまして、報告事項でございます。

9ページをごらんください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の専決処分の規定に基づき、御報告するものであります。

次に、10ページをお開きください。

平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。

これは、防災拠点庁舎整備事業の繰り越しについて、御報告するものであります。

最後に、その他報告事項であります。

11ページをごらんください。

ここに記載のみやざき行財政改革プラン（第二期）に基づく行財政改革の取り組みについてなど4件に加えまして、資料として別途机上配付をしております、本日の大雨に係る避難勧告取り消しの誤情報発信について御報告をさせていただきます。

この誤情報発信につきましては、本日の大雨で発令された小林市の避難勧告について取り消しの誤情報が発信されたものでございます。このようなことが起こりましたことをおわび申し上げます。

この件も含め、それぞれの詳細につきましては、危機管理局長並びに担当課室長から説明を

いたしますので、御審議のほどよろしくお願
いたします。

なお、本日は税務課長の棧亮介が忌引きのため、本委員会を欠席させていただいております。代理といたしまして、税務課課長補佐の石田智明が出席しておりますので、よろしくお願
いたします。

私からは、以上でございます。

○松村委員長 次に、議案等についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願
いたします。

○吉村財政課長 常任委員会資料の3ページをお願
いたします。

今回、お願
しております補正予算の一般会計歳入一覧になります。

まず、太枠内の議案第1号の欄をごらんください。

議案第1号の歳入予算は、自主財源としまして繰入金
が3,800万円、諸収入が3億434万7,000円、依存財源は、国庫支出金
が7億4,771万4,000円、県債が3億4,200万円で、いずれも増額
となっております。

次に、同じ太枠内の議案第15号の欄をごらんください。

議案第15号の歳入予算は、自主財源としまして繰入金
が2億3,736万5,000円、依存財源は、国庫支出金
が4,191万2,000円で、いずれも増額
となっております。

今回の補正による歳入予算の合計は、両議案合わせまして17億1,133万8,000円となり、補正後の一般会計の予算規模は、太枠内の補正後の欄の一番下にありますとおり、5,835億133万8,000円となります。

4ページをお願
いたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概

要であります。

まず、一番上の繰入金ですが、両議案いずれも財政調整積立金から繰り入れを行うものであり、議案第1号におきまして3,800万円、議案第15号の霧島山火山活動対策におきまして2億3,736万5,000円の増額
となっております。

次に、諸収入ですが、議案第1号におきまして、国の資金管理団体から補助金を受けるもので、3億434万7,000円の増額
となっております。

次に、国庫支出金について主なものを説明
いたします。

まず、議案第1号における一番上の国庫負担金につきましては、一般国道448号のバイパス整備に係る負担金であり3億5,000万円の増額
となっております。

次に、国庫補助金のうち、衛生費国庫補助金につきましては、飲料水供給施設の新設等に係る補助金であり、6,385万3,000円の増額
となっております。

次に、農林水産業費国庫補助金につきましては、産地における園芸ハウス等の整備のほか、中山間地域におけます鳥獣侵入防止柵の整備等に係る補助金であり、3億2,329万1,000円の増額
となっております。

少し飛びまして、議案第15号における国庫補助金につきましては、霧島山火山対策といたしまして作付転換に向けた排水対策や代替作物導入支援等に係る補助金であり、4,191万2,000円の増額
となっております。

最後に、県債であります。議案第1号におきまして、一般国道448号のバイパス整備の財源といたしまして、県債の発行を行うものであり、3億4,200万円の増額
となっております。

歳入予算につきましては、以上であります。

○石田税務課長補佐 議案第3号、議案第4号

及び報告第1号について、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料により説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

議案第3号、宮崎県税条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由ですが、地方税法において不動産取得税の徴収猶予制度が拡充されたことにあわせて、条例についても改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、不動産取得税の徴収猶予の申請につきましては、当該不動産の取得の日から60日以内に手続を行うよう条例で定めておりますが、後ほど報告第1号で御説明いたしますが、このたび拡充された徴収猶予制度におきましては、当該期間内に提出することが困難な場合があることから、不動産取得税の納期限までに延長する改正を行うものであります。

次に、3の施行期日ですが、公布の日から施行し、経過措置として平成30年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとしております。

続きまして、委員会資料の6ページをお開きください。

議案第4号、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由ですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことにより、条例についても改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、今回の一部改正に伴い、適用期間の期限の延長が行われたものです。

地方税の不均一課税の措置の適用期限が、これまでの平成30年3月31日までとされていましたが、平成32年3月31日までに延長されたことから、条例においても同様の改正を行うも

のであります。

3の施行期日ですが、平成30年4月1日に遡及して適用することとしております。

また、地方再生法に基づく不均一課税の概要については、下の表を御参照いただきたいと思います。

続きまして、委員会資料の8ページをお開きください。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告となります。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

1の改正の内容ですが、まず、(1)ガス供給業の定義についてですが、ガス供給業に対する課税方式が見直されたことに伴い、地方税法においてガス供給業が定義されたことから、関係条項の改正を行ったものであります。

次に、(2)不動産取得税に係る徴収猶予の対象拡大、これは、先ほど説明いたしました議案第3号関連になりますが、土地の取得に係る不動産取得税のうち、耐震基準不適合住宅等に耐震改修を行う場合や、宅地建物取引業者が中古住宅とともに住宅用の土地を取得し、いわゆるリフォームをした後に個人に転売し、個人がその住宅に居住した場合についても、従来から対象となっていました住宅に加え、新たに今回、土地についても徴収猶予の対象となったことから、関係条項の改正を行ったものであります。

続きまして、(3)です。住宅及び土地に係る不動産取得税の税率の特例措置の延長について

ですが、不動産取得税の税率が4%のところ、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税につきましては、3%とする特例措置が適用されております。この適用期間が、平成30年3月31日までとなっておりましたところ、平成33年3月31日までに延長されたことから、条例においても同様の改正を行ったものであります。

続きまして、(4)住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予の特例措置の延長についてです。住宅用土地の取得に対して課税する不動産取得税の徴収猶予については、平成30年3月31日までに取得された新築家屋について適用されておりましたが、こちらは、平成32年3月31日までに延長されたことから、条例においても同様の改正を行ったものであります。

最後に、(5)の所要の改正についてですが、引用している地方税法の条項に、改正に伴う項ずれが生じたことの修正のため、条例の改正を行ったものであります。

3の施行期日ですが、全て法が平成30年4月1日から施行することとなっておりますので、条例も同日の平成30年4月1日から施行することとしました。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日高市町村課長 では、常任委員会資料の7ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案第7号、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

今回の改正は、公職選挙法の一部改正により、都道府県議会議員の選挙におきまして、これまでではできなかった選挙運動用ビラの頒布が認め

られ、条例で定めるところにより、その作成費用を公費負担できることとなりましたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の(1)改正の概要についてであります。これまで宮崎県知事選挙の場合に限られておりましたビラの作成費用の公費負担につきまして、宮崎県議会議員の選挙においても、公費負担でビラを作成できることとするものであります。

(2)のビラの作成の公費負担につきましては、候補者が一定の数以上を得票し、供託物が没収されない場合に限り、ビラの作成について、一定の額の範囲内で公費負担ができることとするものであります。

(3)の公費負担の限度額についてであります。候補者がビラの作成業者と有償契約を締結し、県選管に届け出たときには、県は、記載のような作成単価の限度及び作成枚数の限度の範囲内で、ビラ1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額を作成業者に支払うこととしております。

次に、この条例の内容ではありませんが、3の選挙運動用ビラの規格等について、参考に御説明します。

公職選挙法の規定により、都道府県議会議員選挙で頒布できるビラの規格等は、大きさがA4サイズ以内、種類は2種類以内、枚数は1万6,000枚までとなっております。

頒布方法としましては、新聞折り込みのほか、政令で定める方法での頒布に限定をされております。

具体的な政令は、まだ改正・公布が行われておりませんが、ほかの国会議員や知事、市町村長と同様、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られるものと想定されてい

るところであります。

なお、頒布する際には、県選管が交付する証紙の添付が必要となります。また、記載事項として、頒布責任者や印刷者の氏名及び住所を記載する必要があります。

最後に、4の施行期日についてであります。

公職選挙法の改正法が施行される平成31年3月1日といたしまして、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用することとしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等について質疑はありませんか。

○井本委員 選挙ビラなんだけれど、新聞折り込みその他政令で定める方法での頒布というのは本当。新聞折り込み代というのは、こっちで負担するの。

○日高市町村課長 新聞折り込み代につきましては、候補者の自費負担となります。この公的負担は、あくまでも印刷にかかる経費ということになります。

○右松委員 選挙においては、できるだけお金をかけない選挙をやっていくわけですよ。国政選挙、知事選挙とはちょっとやはり、地方議会の選挙というのは、また戦い方も違ってくる中で、先ほど井本委員が言われましたけれど、新聞折り込みになると、結構な金額がかかると思うんです。公職選挙法ですから、国の定めた法律でございますので。

ただ、やはり9日間で1万6,000枚を仮にさばくとすれば、人海戦術をとるか、結局、新聞広告になれば、先ほど言ったお金がかかりますから、そういった意味では、お金のかからない選挙という方向性に対して。問うてもいたし方な

いんですけれども、その辺は、どういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっと教えてもらいたいですけれど。

○日高市町村課長 おっしゃるとおりでありまして、今回の法改正、ビラを解禁するに当たり、国のほうでも、いわゆる公費負担とのセットということ念頭に置いて法の改正が行われたところでもあります。

候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充する目的での改正でありますので、資金力のある候補者が特に有利にならないようにというふうな考え方がベースになっているものと思われま

す。
○右松委員 選挙広報がありますよね。選挙広報は、新聞で出されますよね。これは、全く別な形ですので、確かに印刷費用に関しては公費負担でありますけれども、それをどうやってさばいていくかといいたいまいしょうか、広報していくか。やはり有権者に対して情報提供というのは、非常に大事なところだとは思っています。これに関して、証紙を張ったりとか、国政選挙並みにこれをやるとすれば、やっぱり相当の労力が必要になってまいります。例えば、頒布方法で新聞折り込みが仮にないとか、そういうことであれば、また考えようもあるんですけれど、新聞折り込みもありとなったときには、その負担は結構な金額になるということは、御存じだと思いますけれども、個人的な考え方かもしれませんが、少し方向性的にどうかなと思ったりもしたものですから、伺ったところです。

○日高市町村課長 おっしゃることは、個人的には重々理解できるところなんですけど、一応いわゆる国政選挙ですとか、知事あるいは地方団体の首長と扱的には同様となっております、まずはそういう形での施行になる見込みであり

ますので、今のところは御理解をいただければと存じます。

○松村委員長 そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○丸田総務課長 総務課でございます。損害賠償を定めたことについて御説明を申し上げます。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

県有車両による交通事故の損害賠償についてでございます。

これは、昨年12月に、都城県税・総務事務所の職員が、都城市内の納税者宅の駐車場に公用車を駐車するためにバックした際に、車の左前部分が道路向かい側にある相手方の車庫の柱に接触したものでございます。

事故の原因につきましては、職員の安全確認不足によるものでございまして、過失は県側にございます。

損害賠償額は6,480円で、全額保険により支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、日ごろから職員に対しまして注意を喚起しているところでございますが、再発防止に向けて職員に対しまして指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

総務課は以上でございます。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書であります。平成30年2月の定例県議会におきまして御承認いた

きました繰越明許費の額が確定いたしましたので、御報告するものでございます。

これは、防災拠点庁舎整備事業におきまして、県庁5号館移転工事が、工法検討に日時を要しましたことから、これに付随して防災拠点庁舎建設主体工事等もあわせて事業を繰り越したもので、表の中ほどでございますけれども、繰越額は4億7,911万1,512円となっております。

なお、事業の進捗につきましては、後ほどその他報告事項の中で、防災拠点庁舎整備室長が御報告いたします。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑はありますか。

○井本委員 損害賠償額はこの場合は小さいが、額が大きくても小さくても、求償権が発生するけれど、それはやっているの、別にやらないの。

○丸田総務課長 それにつきましては、賠償等審査会を庁内に設けておりまして、そこにおきまして、求償するかどうかの審査を行っておるところでございます。

○緒嶋委員 この県有車両の傷みぐあいはどうだったわけ。これは、相手に対するものじゃないの。

○丸田総務課長 委員から今お話がありましたように、これは、相手方に対する損害賠償でございます。公用車につきましては、左前方部のバンパーにちょっと破損が出ておりまして、2万7,756円が修理経費として上がっております。

○緒嶋委員 それは、保険から。

○丸田総務課長 これにつきましても、*保険により適用されております。

○緒嶋委員 実際からいえば、相手方だけでな

※次ページに訂正発言あり

く、県のかかった分を言うのが、本当は正しい説明じゃないかな。県の公用車のそういう修理代は発表せんのは、どういう理屈。

○丸田総務課長 損害賠償額を定めたことにつきまして、相手方に支払った経費を、議会に対して報告をするということで、このような形で報告をさせていただいております。

○緒嶋委員 それと、やっぱり公用車というと県民の財産であるわけですよ。それもあわせて、公用車の修理代が要りましたというのは、報告するのが本当は正しいのじゃないかな。相手方にこれだけ補償しましたということだけでは、私は、本当の事故に対する対応が正確だったとは言えんのかなと思って。

○丸田総務課長 損害賠償額を定めたことにつきましては、これまでこのような形で御報告をさせていただいておりますものですから、この件以外にも、ほかにも同様の事案とかはございますので、報告の仕方につきましては、全庁的に検討する必要があるかと考えております。

○緒嶋委員 やっぱり、そこまでやるのが、本当は正しい報告だから、それは内部で検討する必要があるんじゃないかな。何か言えば、この損害賠償よりも、自分の修理した金額のほうが大きいわけだ。それは言わんで、賠償額だけを言うのは、本当の報告としては、私は、これが正しいというふうには思わんのだけれどな。これは、内部で十分検討してみてください。

そういう中で、やはり職員も事故を起こしちゃいかんのじゃなと。やっぱり公用車は、乗っている人の責任ではあるけれど、それだけ公用車を運転することによって、迷惑をかけるというか、損害が発生しているわけですよ。そういうことを含めた場合に、本当にこういう相手の賠償額だけを表示することだけでは、私は、本

当の事故の対処方法じゃないんじゃないかなという気がしてならんのだけれど、十分検討してください。

○井本委員 それは他県でも同じような仕組みですか。

○丸田総務課長 ほかの県の状況については、ちょっと手元に資料がございません。

○畑山総務部長 今御指摘の件、それから他県の状況も含めて、どのような形で議会のほうに御報告させていただくかということも含めていろいろ検討、整理をして、どのような形がいかにしっかりと示していきたいと思っております。

○丸田総務課長 先ほど、緒嶋委員の御質問に対しまして、公用車の損害額につきまして保険で支払ったという言い方をしましたけれども、修正をさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、公費のほうで負担をしているということでございます。

おわびして訂正いたします。

○緒嶋委員 これは、相手の保険でしたから、言えば一応公費は使っていないということですよ。県の、自損のほうは公費を使っておることになれば、やはり公式にはこちらの報告を先にするほうが、本当は正しいのじゃないのかな。

○松村委員長 先ほど、総務部長からも検討させていただきたいということで、また後日御報告をいただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田村行政改革推進室長 行政改革推進室でございます。

平成29年度における行財政改革の取り組み状況について御説明いたします。

詳細な資料につきましては、別冊としてお手元にお配りしておりますが、本日は概要について、総務政策常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

常任委員会資料の11ページをお願いいたします。

本県の行財政改革につきましては、平成27年7月に策定したみやざき行財政改革プラン（第二期）に基づきまして、平成30年度までの4年間を推進期間として取り組んでおります。

内容については、一番上に記載してあります4つの視点を柱として、それぞれ具体的な取り組み項目を定めまして進めており、資料も、これらの柱立てに沿って、昨年度の取り組み状況をまとめております。

まず、1、効率的で質の高い行政基盤の構築であります。

(1)の簡素で効率的な行政基盤の整備ですが、①につきましては、組織体制の主な見直し状況であり、県政の当面する課題に対応するため、国体準備課の設置など、記載のような組織改正を行ったところであります。

②は、知事部局等の職員数です。当面3,800人程度で定員管理を行うこととしておりますが、平成30年4月1日現在で、3,793人となっており、昨年度が3,801人でしたので、若干減少しております。

引き続き安易な増員は抑制する一方で、必要な人員は確保しながら、適正な定員管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、12ページをお開きください。

(1)の危機事象への対応についてであります。

①にございますように、昨年10月の霧島山の噴火発生に対しまして、周辺住民や県民等への迅速な情報提供などの対応を行っております。

また、③のとおり、防災拠点庁舎の整備につきましては、昨年12月から建設工事に着手し、鋭意工事を進めているところであります。

次に、その下の(3)の公正で開かれた県政運営につきましては、コンプライアンスに係る点検などの取り組みを引き続き実施するとともに、③にありますように、入札・契約制度の適正な運用を図るため、制度の見直しや監視委員会を開催するなど、透明性の確保に関する取り組みを行っております。

13ページをごらんください。

真ん中あたり、(5)の市町村との連携につきましては、①にありますように、みやざき動物愛護センターを宮崎市と共同で運営を開始し、殺処分ゼロに向けて取り組むなど、さまざまな行政課題に連携して取り組んでおります。

続きまして、その下、2、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてであります。

(1)の県政を担う人材の育成と意識改革についてですが、次の14ページをお開きください。

②にありますように、知事部局において、職員のワーク・ライフ・バランス推進、公務能率の向上、長時間勤務の是正等のため、働き方改革の取り組み方針を決定し、今年度から重点的に取り組んでおります。

また、③のとおり、病院局では、宮崎、延岡の両病院に続き、日南病院においても新たに院内保育を開始したほか、宮崎病院では、ニーズに応じて院内保育の定員をふやしております。

さらに、警察本部では、定時退庁などの配慮をしやすいポストを両立支援ポストとして選定

するなど、仕事と家庭の両立支援の取り組みを行っております。

(2)の女性職員が活躍できる職場環境の整備につきましては、①にありますように、女性が働きやすくかつ活躍できる職場環境づくりを推進するため、女性職員サポート制度や女性職員同士の意見交換会の開催、早出遅出勤務の実施などの取り組みを行っております。

(3)の県有財産等の資産の有効活用につきましては、①のとおり、公共施設等総合管理計画に基づき、施設評価や将来経費の予測を行う公共施設マネジメントシステムを構築したほか、②のとおり、建物系施設の劣化状況等調査を実施するとともに、保全計画を更新し、道路附属物施設等のインフラ施設の長寿命化計画を策定するなど、公共施設の計画的な保全業務を推進しております。

続きまして、右側の15ページをごらんください。

3、県民ニーズに即した行政サービスの提供であります。

下のほうですが、(3)県民サービス・利便性の向上につきましては、①の動物愛護センターでの犬、猫の譲渡会を毎週日曜日に開催したほか、③の子育てやいじめ、不登校等の問題に関する教育相談について、受け付けを24時間体制に拡大するなど、新たな取り組みが行われたところです。

続きまして、16ページをお開きください。

4、持続可能な財政基盤の確立についてですが、まず、平成30年度当初予算編成における財政改革の取り組み状況を記載しております。

①のとおり、中期財政見通しで見込まれた301億円の収支不足額については、事業の効果等の観点から、徹底した事務事業の見直しや歳入確

保等を積極的に推進した結果、201億円まで圧縮を図りました。

これらの取り組みにより、②の30年度末の県債残高は8,500億円、うち臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は4,746億円に減少する見込みであります。③の財源調整のための基金の30年度末残高については、当初予算編成後で245億円程度の見込みとなり、決算後の残高につきましても、年々減少してきていますことから、今後とも厳しい状況でございます。

その下は、平成29年度における歳入確保や歳出見直しに関する取り組みであります。個人県民税や自動車税の確保に向けた取り組みや、県庁地球温暖化対策実行計画に基づく節電や燃料の節約などの取り組みを引き続き実施しております。

最後に、17ページには、この行財政改革プランに掲げた27項目の数値目標の進捗状況を記載しております。

一番右の欄が最終年度の目標値で、右から2列目の欄が29年度の実績値となっております。

まだ集計中のものもございますが、一番上の知事部局等の職員数など、目標を達成しているものが半数以上ある一方で、基準年よりも悪くなっている項目や、数値が伸び悩んでいる項目もございます。

今年度は、行財政改革プランの推進期間の最終年度となっておりますので、目標達成に向けて全庁的な取り組みを進めますとともに、これらの取り組みを踏まえ、諸課題の整理を行いながら、新たな行財政改革プランの策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整

備室でございます。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

現在建設中の防災拠点庁舎の整備状況について御報告いたします。

年度初めの委員会でありますので、初めに整備内容について御説明いたします。

まず、1の概要であります(2)から(5)に示しておりますように、延べ床面積は約2万4,420平米、構造・階数は鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造で、地上10階、地下1階となっております。

工期は、来年の11月2日までとなっております、契約金額は、主体、電気、空調、管工事全体で約110億円であります。

(6)の全体スケジュールであります(1)の5号館移転工事は、2月定例議会で繰り越しを承認していただきましたが、実績を示します実線にありますように、4月末に完了しております。

その下にあります建設工事につきましては、5号館改修工事、外構工事を含めて来年度末完成の計画となっております。

その下に、参考としまして、完成イメージ図と、各階の構成図を掲載しております。

次に、2の防災拠点庁舎の機能・性能についてであります。

(1)の耐震性・耐浸水性の確保につきましては、免震構造の採用や1階床面のかさ上げなどを行っております。

右のページをごらんください。

(2)の十分な災害応急対策活動の場の確保につきましては、災害応急対策を迅速・的確に実施できる十分な活動スペースや、防災広場、ヘリポートなどを備えております。

(3)の災害発生時にも必要なライフライン

の確保につきましては、最大14日間の連続運転が可能な非常用発電機や、断水時の浄水設備などを備えております。

次に、3の建設工事の進捗状況であります。

先月末よりくい工事に着手したところでありますが、その時点で計画工程より約2カ月半のおくれが生じているところであります。

これは、理由の欄にありますように、5号館引き家のおくれにより、建設工事の着手がおくれたことや、地中障害により、矢板打設工事に時間を要したためであります。

今後は、対応の欄にありますように、各工程において工期短縮に努めていきたいと考えており、その一つとして、鉄骨工事等の資材の荷揚げに用いるクレーンを、設置式から解体が不要な移動式に変更することを検討しております。引き続き工期短縮に努めてまいります。状況によっては工期延長を検討する必要があると考えております。

最後に、4のその他関連業務であります。

(1)の什器備品整備であります(1)の机や椅子など必要な什器備品を調査し、今年度中に整備計画を策定する予定であり、あわせて(2)の移転業務につきましても、移転する部局と協議を行い、レイアウト確認など必要な作業を行ってまいりたいと考えております。

(3)の利便施設につきましては、職員、来庁者等から要望が高かった売店、食堂等の機能につきましても、コンビニエンスストアと飲食が可能な休憩・交流スペースを整備することとし、本年度中にコンビニ事業者の公募・決定を行う予定であります。

今後とも、着実な事業の進捗に向けて、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○日高市町村課長 常任委員会資料の20ページをお願いいたします。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この議案につきましては、厚生常任委員会に付託され、審議をいただいておりますが、ここでは全体の概要について御報告をさせていただきます。

まず、1の改正の理由であります。本条例は、知事の権限に属する事務について、市町村に移譲する事務を定めるものでありまして、今回の改正は、2にありますとおり、医療法及び医療法施行規則の改正に伴いまして、個別の移譲対象事務を定めております条例別表の中で引用する関係規定を改正するものであります。

既に移譲済みの事務について規定する法律及び施行規則の条文が変わったことの反映のみでありまして、今回の条例改正に伴う移譲事務数の増減はありません。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

下の欄には、平成18年度からの移譲事務数の推移と、次の21ページに、市町村別の移譲事務数とを参考として記載しております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○高林危機管理局長 危機管理課でございます。

常任委員会資料の22ページをごらんください。

霧島山の火山活動に伴う対応状況等についてでございます。

まず、1のこれまでの主な経緯でございますが、新燃岳は5月14日にも噴火いたしましたが、現在、噴火警戒レベル3、警戒範囲3キロとなっ

ております。

また、硫黄山は4月19日、250年ぶりに噴火いたしました。現在、噴火警戒レベル2、警戒範囲1キロとなっております。

次に、2の霧島山の火山活動に伴う体制でございますが、えびの市及び高原町は災害警戒本部体制を、県と小林市及び都城市は、情報連絡本部体制を継続して対応に当たっております。

また、県では、知事を本部長とする宮崎県霧島山火山活動対策本部を設置し、環境・経済対策方針を策定するとともに、県、えびの市、国の出先機関及び関係団体で構成いたします硫黄山・河川白濁対策協議会を設置し、関係機関が連携・協力して対策に当たっているところでございます。

次に、3の噴火活動による主な被害・影響等でございます。

6月11日現在で取りまとめましたところ、(1)、(2)のとおり、人的被害や住家被害、水道施設への影響は確認されておりませんが、河川の白濁により、川内川水系から取水した農業用水を利用する主食用米生産農家や農業用資材等の売り上げなどに影響が出ていると聞いております。

次に、23ページをごらんください。

3の噴火活動や降灰による影響といたしましては、ニトリモール宮崎とえびの高原を結ぶバス、りんどう号が運転を見合わせております。

また、新燃岳の噴火に伴い、西諸県地域を中心に、露地野菜や茶などへの降灰が確認されておりましたが、洗浄やブロワー等による除去作業により、品質への影響はなかったと聞いております。

一方、原木シイタケにつきましては、降灰の影響で一部出荷ができなくなったという被害が

出ております。

(4)の立ち入り規制や風評などによる影響でございますが、観光関係のイベントの中止や観光施設等の一時休業、宿泊キャンセル等の影響が出ております。

最後に、4の対応状況等でございますが、6月11日時点での主な対応状況を取りまとめております。

まず、(1)、(2)に記載をしておりますとおり、県ホームページ等で県民への適時情報提供に努めておりますとともに、県道1号の料金所跡から県道30号との交点までの通行どめや、警戒範囲に応じた登山道等の規制を行っております。

なお、登山道等規制図につきましては、25ページに添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また、(3)の水・環境関係につきましては、水質検査を週1回ペースで継続して実施しているほか、えびの市が沈殿池を設置し、白濁の除去に努めているところでございます。

(4)の農林水産業関係につきましては、5月23日に農林水産省が、硫黄山噴火に関する支援対策を公表しており、国や県の支援対策等について、地元農家等に対し説明を行っているところでございます。

(5)の商工観光業関係につきましては、中小企業特別相談窓口を設置するとともに、県内5市町に対しまして、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証の指定などを行っているところでございます。

その他、降灰の路面清掃や硫黄山周辺の火山ガスの測定などを継続して実施しているところでございます。

霧島山の火山活動に伴う対応状況等について

は以上でございます。

続きまして、お手元に一枚紙で、平成30年6月20日大雨に係る避難勧告取り消しの誤情報発信についてという資料がございますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、本日、避難勧告取り消しに伴いまして、誤情報発信が発生しましたことを報告いたしますとともに、おわび申し上げます。

座って説明させていただきます。

概要等でございますが、1の概要に記載してありますとおり、本日8時11分、小林市、北西三区、東方、永久津、真方に発令されました避難勧告につきまして、実際は発令中にもかかわらず、8時33分に発令を取り消したという誤情報がLアラート及び緊急速報メールによって発信されたものでございます。

原因につきましては、2に書いてありますとおり、まず、時系列に沿って御説明いたしますと、6時26分、小林市に大雨警報が発令されました。同時間で、県におきましては、情報連絡本部、小林市におきましても、情報連絡本部を設置しております。

その際、県の災害監視室におきましては、災害対策支援情報システムに、「大雨洪水」の災害名を登録いたしました。ここに登録いたしますと、ここに各市町村は災害情報を登録することになります。

その後、7時15分、登庁しました危機管理職員が、同システムに、「平成30年6月20日大雨」の災害名を登録したところでございます。この時点で、災害名の項目が2つ表示されたものですから、各市町村が2つの災害の項目に、ばらばらに、ある市町村はこちらという形で登録をしてしまった状態になってしまいました。

その後、それに気づきまして、8時でござい

ますが、県のほうから各市町村に、当初の災害名の「平成30年6月20日大雨」に入力するよう依頼をしたところでございます。

ただ、この時点でも、2つの災害名の項目がシステム上に残った状態でございますので、8時11分、小林市が避難勧告を発令した際、「大雨洪水」のほうに入力をされまして、その情報は自動的にLアラート及び緊急速報メールのほうで、正常に伝達をされたところでございます。

その後、8時33分、県におきまして二重に登録された災害名がございますので、「大雨洪水」のほうを削除いたしましたところ、Lアラート及び緊急速報メールに小林の避難勧告が取り消された旨の情報が発信されたところでございます。

その後、これを修正すべく、8時50分に小林市が、「平成30年6月20日大雨」のほうに、緊急避難勧告情報を再入力して、Lアラート及び緊急速報メールに発信をしたところでございます。

原因といたしましては、災害名を職員が二重に登録してしまったこと、また、災害監視室のほうから、事務所の職員に引き継ぐ際にシステム関係の確認を十分していなかったことが原因と考えております。

対策といたしましては、4番目に記載しておりますが、引き継ぎ時における職員間の確認を確実にいたしますとともに、入力作業、修正作業につきましては複数で確認を行う。そして今後、このようなシステム上での誤作動が防止できないかについて、検討を行ってまいりたいと思っております。

また、今回、このようなことが発生いたしましたこと、県民の皆様にお迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げますとともに、今後、このようなことが発生しないよう気をつけてまいり

たいと考えております。

説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項及び追加の報告事項について質疑はありませんか。

○右松委員 財政状況についてでありますけれども、本県が厳しい中で、行政改革も進めていくなから、財政健全化への取り組みというのは、非常に頑張って進んでいるのかなと感じております。

県債残高に関しましても、減らしていっています。それから、財政関係のこの2基金の残高であります。先ほどの御報告で、16ページに、30年度末の基金残高が245億円程度に減少する見込みだと。毎年、中期の見通しと、最後に積み戻しをされておられますので、ある程度また基金については、その金額をふやしていっているような状況になっていますよね。

それで今回、30年度末の中期見通しがやはり100億ぐらい、若干減りつつありますけれども、見通しも387億から309億、それで今回、100億ぐらい下がって206億ということ。期末の見込みは450億まで戻して、29年度が445億、今回、245億ということでございます。1年後、期末における見通しといたしまして、もちろん努力されると思うんですけども、どういうふうに見ておられるのか、そこを教えてくださいたいです。

○吉村財政課長 今、議員から御指摘のありました基金残高についてでございます。

先ほど報告がありましたように、30年度末基金残高が245億と資料に記載しております。これは、あくまでも当初予算編成後における基金残高でございます。30年度末には、委員から御指摘がありましたように、執行残とか事務事業

の節約等で、基金に戻りが相当額はあろうかと想定をしております。

ちなみに年度末の残高を申し上げますと、27年度末が468億、28年度末で450億、29年度末、まだ決算が確定しておりませんが、見込みで445億となっております。

この数年の経緯を見ますと、最終的にはここ数年と同程度、450億程度までは戻るのではないかというふうに推計はしているところであります。

○右松委員 さまざま努力されて、また積戻されておられますので、ぜひ、また期末の数字を上げていただくといいのかなと思っています。

それからあわせて、やはり今後、社会保障費に関してはどうしても増加傾向で、もうこれはとめようがない状況でありますし、これから公共施設の老朽化対策も進めていかなければなりませんし、あと、先ほどお話がありましたけれど、国体の施設整備もやはり財政負担がかかってきます。そういった中で、今後、この5年、10年における財政健全化に向けての取り組み、とりわけそういった負担がふえていく中で、どういふふうに努力をされていくのか、そういったところのポイントを教えてもらいたいかなと思っています。

○吉村財政課長 今、委員から御指摘がありましたとおり、今後、社会保障関係費は、また一段と伸びることになります。あわせまして、国体関連施設の整備がございます。それと、今、御報告もありましたが、防災拠点庁舎を既に整備をしております。さらに、県立宮崎病院の改修等もございます。それらの大型工事に加えて、これから数字を精査することになりますけれど、公共施設の老朽化対策がさらに上乗せで、財政に負担が考えられます。

それらの大型工事に加えて、宮崎県の場合、いわゆる高速道路のミッシングリンクの解消とか、産業振興のための農道、林道等の基盤整備、それらについてもある程度の事業量をしっかりと確保していく必要があるかと考えております。

そういたしますと、必然的に県債発行額がふえてまいりますので、今後、財政改革を考える上では、ある程度もう県債発行額の増加を想定した上で、財政改革に取り組む必要があるかと考えております。

したがって、必要な事業を精査いたしまして、ある程度優先順位を考えるということも必要になるかと考えておりますし、数字的には少ないんですけど、歳入確保等に努めますとともに、大型事業に関しましては、国の補助金を関係部局一体となって確保していくように努力していかなければならないというふうに考えております。

○右松委員 自主財源率が、若干今回下がって、依存財源がちょっと上がっていますけれども、一方で、1世帯当たりの負担額、1人当たりの負担額も、今回、29年度におきましては下がっていますので、非常にいろんな取り組みで努力されておられるのがよくわかります。ぜひ、これからは頑張っていただければと思います。

○緒嶋委員 もう前から私も言いよるとですが、知事と市町村長が、県政の重要課題について、連携推進会議とか円卓トーク、市民とのいろいろな意見交換の場で意見が出て、議論をすることはいいけれど、その後、県庁に持ち帰って、フォローアップというか、バックアップというか、そういうものがまだ不足しておるといふような。その場その場で、その考えはいいですねということによって終わって。それを具体的に、それ

こそ現場主義、現場の意見をいかに行政に反映するかというのが、一番今重要なことで、その現場主義が本当に充実しておるのかどうか問題なわけで。知事がそれぞれ市町村に出向くのは結構だけれど、出向いただけがいいわけじゃなくて、その後のフォローアップを含めて、市町村課ではどういうふうに今のそういう状態を認識しておる。

○日高市町村課長 知事が、円卓トークあるいは役場でくるまthe談義とか、各地域のほうに出向いてという取り組みをしております。

まさにおっしゃるとおり、話をするだけで終わりでは発展もなく、意義も薄くなるということが当然あります。

一方で、まず地方に出ていきましたら、知事の顔を見たことがないとか、話したこともないという若手の職員なんかもおりますので、そういった人たちとまず話を交わしてもらうことによって生じる県内全体での行政の一体感、そういったものはまた大事にしていきたいと思っております。

実際に円卓トーク等で、首長さんたちとお話しするテーマとしましては、例えば移住促進ですとか、医師確保ですとか、今始まったような、なかなかそういうテーマではなくて、長期間にわたって課題として取り組んでいることも多いものですから、その場で、あるいはそれからすぐ、なかなか全てが解決するというふうにはいかないわけですが。私どもとしては、そこで出た意見、要望については庁内の各課のほうに、こういったことが出ましたので、ぜひ検討してくださいということで、フィードバックをしまして、なかなか大きく改善といかないものも多いんですが。例えば去年は、中山間・地域政策課で持っている交付金、農林振興局の区

域単位での市町村連携に交付する交付金なんです、振興局単位だけの連携では物足りない部分があるので、振興局単位以外の地域の市町村との連携、これにも使わせてほしいというふうな意見が出ておまして、これをフィードバックして検討していただいた結果、今年度からは振興局単位ではなくて、任意の市町村との連携を進める上で活用してもらえるようにしたとか、そういうふうに大きい、小さいはありますけれども、何らかのフィードバックからの成果は得られるように、私どもとしても意識をして、庁内でまた取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 特にそういう中では、率直にそれぞれの市町村で、課題というか、困っておることの発言が割と多いわけです。言われたとおり、すぐできないこともあるけれど、やっぱりできるだけ丁寧に応える。またそれを、市町村課から各部署にそういう意見があったことを伝えたのを、その各部署がそれに真剣に取り組むかが問題になる。伝えるだけでなく、そこら辺の連携を。それは総合政策的な意味も含むが、そういうものがうまくいかんと、その答えがなかなか返ってこんというようなことになるし、時間がたつと、忘れてるのじゃないかというようなことにもなるので、その連携を密にしてほしいと強く申しておきます。

それと、この前も一般質問で出ておりましたが、市町村職員と県職員の人事交流、これはやはり、県の行政を進める上でも、連携を密にする、また人的な関係を深めるという意味でも、大変私はいいいことだと。総務部長も東京からおいでになっておりますけれど、これを県は、県と市町村というような交流の中で、お互い仕事の中でもそういう理解も深め、行政をどう進めるかということをする上でも、大変重要だと思

うんですけれど、そのあたりをもうちょっと。26市町村で29名なら、県は全ての市町村に行っておるわけですか。

○河野人事課長 県のほうから相互交流という意味では、12の市町村で15名の交流を行っております。

それから、公職への派遣ということで、副市長、副町長でも4市町に出しておりますし、あと、自治医科大の医師、こちらのほうで10名を派遣しています。

○緒嶋委員 これは、まだ12市町村というふうに理解したほうがいいと思うんです。これは市町村課も含めて、もうちょっと市町村との連携を深めるということで、それぞれ福祉保健の部署もあるし、土木関係、農政関係、林務関係、いろいろあるわけで、全てというわけにいかんけれど、その市町村のニーズに一番合致する人材を、県のほうから派遣するとか、また、市町村から研修の意味で、市町村課とかそのほかの部署に人事交流するとか、そういうのをもうちょっと強化していいんじゃないかと思うんですけれど、どうですか。

○河野人事課長 委員のおっしゃったとおりでございます。やはり地方分権時代に対応した執行体制というのを連携しながら確立していくためには、連携した人材の育成・確保は必要かなと思っております。市町村からの要請、委員がおっしゃったようにニーズ等があれば、可能な範囲で協力していきたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひ進めてほしいと思います。

それと、14ページの未利用財産について、県でいう未利用財産というのは、約3億1,000万を売却したということ、大体どのくらい未利用財産があるとですか。

○横山財産総合管理課長 未利用財産につきま

しては、平成30年6月現在で26件、13万5,000平米ほどございます。

○緒嶋委員 それは、金額としてはどのくらいですか。その評価はいろいろあるじゃろうけれど、大体、アバウトに考えて。

○横山財産総合管理課長 金額につきましては、まだそれぞれの不動産鑑定をやっておりませんので、確定したものは持ってございません。

○緒嶋委員 もう使う目的も見込みもない未利用財産は、財政の上では、有効活用であれば、売却というようなことがいいんじゃないかなと思っているんです。このあたりは、それぞれ未利用の26件の内容がどういうものかよくわかりませんが、これもちよっと十分、県財政の健全化のために有効活用する視点での努力はしておられるわけですか。ただ、向こうが言うてきたら、競売にかけるとかというような手法もあると思うんですけれど、そういう手法はとっておらんわけですか。この21件の約3億1,000万は、どういう形で売却されたんですか。

○横山財産総合管理課長 まず、公募をいたしまして、競争入札に付します。それで、残ったものについては随意契約で売却をしていくという手順をとります。

○緒嶋委員 それから、今後において残りの26件についても、そういうことをやる方針はあるわけですか。

○横山財産総合管理課長 入札に付しまして、売却を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○緒嶋委員 それは、積極的に取り組むということですか。

○横山財産総合管理課長 積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 お願いします。

○前屋敷委員 資料の14ページの(2)の女性職員が活躍できる職場環境の整備という点ですが、これは、大きな課題でずっと、目標も定められてきていて、平成30年度の目標が15%ということで上がっているんですけど、ぜひ、ここはやはり重点的に女性の活躍できるポストをふやして、大いに女性の皆さん方の能力を發揮できる、そういう状況をつくっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

今度の議会の中でも、傍聴にいらした方が、執行部のところを見て、女性がいないと、どうということかというような感想も多々聞くんです。ですから、やはり女性は、一般的に男女共同が進行しつつあると言われても、家庭においても、社会においても、かなり男女の中での格差といいますか、そういった平等でない部分がまだまだたくさんあって、本当に女性が普通に生活をしながら、自分の能力が發揮できると。子育てもし、家族も支えながら職場でも頑張れる状況をどうつくるかという課題は、やはり県としても大きな課題だと。やはり県が率先してそういう状況をつくるのが、一般社会においてもそれに倣うという状況をつくることだと思いますので、ぜひ、このところに力を入れて、女性が輝く、能力を發揮できるように、もっと力を入れてほしいというふうに思います。今後の方向についてはどう。

○河野人事課長 今、委員がおっしゃいましたように、県政を推進していく上では、男性職員とともに女性職員が活躍することは、大変重要であると思っております。

それで、配置におきましても、本庁部長、次長を初め、連絡調整課の課長や補佐、それから主要なポストに女性の配置を行っているところでありまして、管理部門でありますとか、人材

育成も視野に入れた幅広い分野への配置、このようなことにも努めているところであり、民間研修を初めとする県外の研修、こちらのほうにも派遣を行っているところでもあります。

今後とも、さまざまな機会を捉えまして、職務や経験を積ませるということを通して、人材の育成を図っていきながら、この登用割合をふやしていきたいと思っておりますし、委員が今おっしゃいましたように、女性職員が能力を十分に發揮できるという意味では、はたらきやすい職場環境づくりにも努めていく必要があると思っております、そのような働きやすい環境づくりにも努めていきたいと思っております。

○前屋敷委員 かなり力強くお答えいただきまして、ありがとうございます。ぜひそういう立場、これまでも堅持されてこられたと思うんですけど、より一層それが実現できるように、現実のものになるように、そしてやはり、女性職員の皆さん方の意見も、常日ごろから十分に聞いていただくというか、掌握する立場で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

○蓬原委員 18ページの防災拠点庁舎ですが、下のほうの耐浸水性、これはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 耐浸水性でございますが、一応、大淀川水系の堤防が決壊した場合、最大浸水想定がありますけれども、これでいくと今の防災拠点庁舎の建設地が、大体1メートル63センチほど浸水するということがあります。そういった、当然津波対策も含めまして、現在、1メートルかさ上げしまして、あと70センチ、止水壁、あと止水板も設けて、地下部分とかに浸水しないような形でやっていると。

あと、機械室の電気とか、そういった水にぬれたらまずいものを、一応10階に上げて設ける形で対応しているところがございます。

○蓬原委員 非常用発電機とか、そういうものを上に上げるということですね。ということは、今の壁というのは、建物は普通どおりにつくって、周りを囲んで水が入らないような遮水壁を設けるみたいなイメージですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 そのとおりです。FLを1メートルかさ上げしまして、なおかつ、ちょうど地下ドライエリアというのがあるんですけれど、その部分の周りに70センチほどのコンクリの壁を設けます。あと、出入り口部分については、止水板、これは手動、ただし駐車場の部分は、もう自動的に止水板が入るような形で一応して、基本的に最大浸水した場合でも、水が地下部分とか1階部分に入らないような形で一応処理しております。

○蓬原委員 堤防決壊というのは大雨のときの話、地震のときの話ですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 これは、以前、鬼怒川の大雨による堤防決壊です。要は、そのときに、大淀川の堤防が決壊したという前提で、国のほうでそういった浸水予想を出しています。そのときに、ちょうど県庁域の、防災拠点庁舎、ここが大体1メートル63センチほど浸水すると聞いています。

○蓬原委員 最近ですか、国の土木学会か何かが、大雨が昔と違うと。堤防のかさ上げをやらないと、恐らくもっと水位が上がるだろうという。つい最近のニュースでしたけれど、これは、それが出る以前のデータということですね。何年確率雨量とかあるじゃないですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 そうですね、これは、以前のになります。

○蓬原委員 すると、津波が発生した場合は、専門家の判断によると、海水はここまでは上がってこないという、間違いはないですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応今の想定では、来ないということになっております。

○蓬原委員 それは、どちらの機関が想定されたデータですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 これは、一応危機管理局です。多分……。

○蓬原委員 いや、わからなければいいですよ。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 済みません。

○蓬原委員 恐らく、地元の大学とかの専門家に出されてのことじゃないかなと思います。

ただ、これは本当かなというずっと疑念の声もあり、私自身もそう思っています。いつか、NHKでやっておられたんですけど、東日本大震災がありましたね。あそこに東北大学がありますよね。あそこの専門家の方、やはり来ないと思われたところに来たと、人が多く亡くなった。それはなぜかということで、その後のいろんなビデオの映像をお集めになって、それで分析された。本来は来ないと思っていた、ところが、そこにやってきた。我々が、以前来るんじゃないかという話をしたときに、某大学の専門家の方が来ないとおっしゃって、それはどういうことかと聞いたら、ビルがいっぱいあるので波が減衰するというお話だったんです。なるほどとはある程度思ったんですが、そのテレビをずっと見てみると、縦に確かに水は当たる、当たった水は横によける、道路は真っすぐずっと入っている。したがって、ここに集められたのを後ろから押されるので、がんがんに上がったんだという説。ああ、なるほどなと思ったんですけど、それからすると、ここの前の道路というのは、結構、港にずっと向かっているわけで

すよね。

本当かなと僕は前から思っていて、だから、どこか実際に被災をされたところの専門家に、もう一回この地図をしっかりと持って行って確認までしないと、本当に来ないのかなという気がしてならないんです。来ないという想定のもとでやっておられるんだから、耐浸水性とは何ですかと聞いたのはそういうことだったんですけどね。

議員の中にも、まだ本当に来ないのかという疑義を持っている人は、何人かおられます。私も、もともとそういう気持ちを持っているところにそのニュースを見たものだから。時間があれば東北の大学の先生のところに宮崎の地図を持って行って、1回シミュレーションしてもらおうかなというぐらい思ってもいるんだけど、大丈夫ですか。

○田中危機管理統括監 津波想定につきましては、一応最大規模の津波を想定して、国がしたシミュレーション、それから県のほうでも独自にシミュレーションして、最大規模の津波を想定した浸水想定となっております。

したがって、今の知見では、ここまでは来ないというような想定とさせていただいているところではございます。

○蓬原委員 東日本大震災のときも、想定外という言葉で逃げたわけですから。フェイルセーフ、何かがあったときには機械は安全に停止しなけりゃいけないという基本的な思想があるわけです。ところが、安全神話で固められた原発がああいう状況になってしまったわけですから、それを想定外で逃げないといけなかったということですよ。

それを考えると本当に大丈夫かなと。経験していないことは、机の上の図面の上のシミュレ

ーションとは大きく違うと思う。

例えば、川が蛇行しているところも一つやっています。絶対ここは堤防の高さからして来ない。確かに真つすぐであれば越えない。ところが、曲がっているために、いわゆる慣性、水に慣性が働くと。慣性が働いたがために越流した。来ないと思っていたところがつかってしまって数人が亡くなったと、こういうのもやっけて、全くこれは想定外だと。実際に起きてみて、映像を見て、ああ、水にこんなに慣性が働いて、越流して、浸水して人が亡くなったということまでやっけていました。そういうことがあるので、念には念を入れてということはありますから、高さ的にもそんなに高いところじゃないですよ。川も近いと、今は堤防決壊のこともある、最近の水の量が多いとか。ここから海の距離なんていうのは、そんなに大してないですよ、海と河口の距離というのは。今度は川をずっと上ってくるわけでしょう。どうなんだろうかと考えているので、一応、念のため申し上げておきます。

○松村委員長 ただいまの時間が4時2分前でございます。委員の皆様にご迷惑をしたいと思います。本日の日程は、午後4時までとなっております。このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、引き続き委員会質疑を続けたいと思います。

○井本委員 この前、視察でエンクロスとか川南の図書館とか見たときに、指定管理者がやっけていましたね。私も初めて知って、それは、専門家が図書館を運営しておるといって、全国で8,000人ぐらいの社員がおるといって話を聞いて、そんな組織があったのかとびっくりしたん

だけれど、県でもああいう図書館を指定管理者に任せることはできるんですか。その辺はわからん。

○松村委員長 ちょっとお待ちください。これは、どの質疑ですか。みやざき行政プランの。

○井本委員 県有財産の資産の活用に入らない。

○松村委員長 いいですけど、今の質問に対して答弁をお願いいたします。

○田村行政改革推進室長 指定管理者制度の導入についてということですが、実際に委員がおっしゃるように、図書館ですとか、博物館ですとか、全国的に指定管理を導入している施設もございます。

ただ、本県の県立図書館等につきましては、やはり図書館の機能の中に、市町村の図書館を指導していくとか、そういった機能もございます。

また、博物館等につきましては、博物館業務の普及業務だけではなくて、調査研究業務、そういったものも含んでいるということがございます。

そういったものからすると、指定管理で5年に1回ですとか、3年に1回管理者が変わるようなものではなくて、やっぱり県の直営で長期的な視点で調査研究を進めるですとか、市町村図書館の指導をするですとか、そういったことが必要であるということで、教育委員会のほうでは、現時点では指定管理の導入はしない方向で考えているというふうに聞いております。

○井本委員 県のほうが指定管理しようと思えば、大体どんなものでもできるということなんですか、それとも何か法定化されているの。

○田村行政改革推進室長 指定管理制度につきましては、公の施設の管理に指定管理者制度が適用できることになっております。公の施設に

ついては、住民の福祉の増進のための施設ということで。公の施設が、県内で291ございまして、うち指定管理者を導入しているのが142施設ございます。残りの149施設は直営ということになっておりまして、この直営の内訳が、例えば県立学校ですとか、病院ですとか、図書館、博物館といった施設になっております。

これらの中で、法令で民間等に委託できない施設も95施設ほどございます。現時点で、制度の導入について検討可能性があるのが54施設ございます。この54施設につきましては、毎年度、指定管理者制度を導入できないかというのは、常に検討はしております。もう既に管理者制度自体は平成18年度から導入して、毎年度検討を続けておりますけれど、現時点ではまだ導入ができないということになっております。

○井本委員 恐らく、割と専門的な仕事に関しては任せたい方がいいんじゃない。例えば、動物愛護センターなんかは、そういう話はあったの。

○田村行政改革推進室長 みやざき動物愛護センターにつきましては、昨年オープンしたばかりでございます。おっしゃるように、公の施設であります。宮崎市との共同管理の施設です。

実際、みやざき動物愛護センターの業務が、動物愛護思想の普及啓発ですとか、犬、猫の譲渡の推進ですとか、以前は保健所で持っていたような機能も備えております。

ですから、単純に指定管理で民間業者が運営して、犬、猫の譲渡だけをやるという、そういった施設ではないということで、まず、スタートの時点では、県と市の直営でスタートしたところでございます。

○緒嶋委員 防災拠点庁舎の各階の構成で、7階が県議会災害等対策協議会諸室となっております

けれど、県議会としては、災害がないときには、ここにいつも我々が行っておるわけでもないの、有効活用という意味ではどうですか。ここはどういう部屋になっているかはわからんけれど、有効活用という意味では、我々にありがたい施設ではあるが、年間を通して、県議会災害対策協議会をやるわけでもないわけなので、どういうふうにも有効活用を考えているわけ。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 災害時はこういった形で一応お使いいただくんですが、平常時は会議室という形で使うことを考えております。

○緒嶋委員 これは、新しい施設ではあるし、有効に活用しないと、もったいないですよ。会議室というて、何も会議もしないようなこともあるじゃろうから、そこ辺をうまく有効活用というのが。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 18ページに各階構成がありますけれども、この中で3階は危機管理局で使うんですが、4階、5階、6階、7階、このあたりについては、災害時は当然対応で使うんですが、それ以外については、一部病院局とかが入っていますが、ほとんどここを会議室で使います。ほかにもいろいろいっぱい会議室があるんですが、その中である程度集約していこうという形で、一応考えているところで。

○緒嶋委員 それは、ぜひ有効活用を考えていただきたいと思いますが、ここに県土整備部、福祉保健部、病院局等が入った場合に、今のそれぞれの部屋があるんですよ。県土整備部がおるところやかも、将来の有効活用も考えて、当然、今は検討されておるわけですか。

○横山財産総合管理課長 防災拠点庁舎整備に伴いまして、危機管理局、県土整備部、福祉保

健部などが防災拠点庁舎に移転することになります。

それに伴いまして、1号館、3号館などに空きが生じます。これにつきましては、ほかの部局の分散化でありますとか、狭隘化、そういったものの解消、業務の効率化でありますとか、施設の維持費用の削減などを念頭に調整を行いまして、早ければ平成31年度までに再編成をしたいと考えているところでございます。

○緒嶋委員 これが完成して、ここに移動できるときには、もう一緒にそういう再編成が完了するということですね。

○横山財産総合管理課長 一斉にといいですか、玉突きで動いていくことになると思います。

○蓬原委員 この前、大阪で地震がありましたよね。結局、町なかで起こったことというのは、エレベーターが相当な数とまったわけですよ。震度6弱かな。これは免震になってはいますが、エレベーターがとまらない震度はどこまでですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応、基本的には震度3ぐらいからはとまる形にはなります。最寄りの階で、着床するという形です。最寄りの階でとまって、異常がなければまた自動的に動き出す形になります。

○蓬原委員 最寄りの階に行くという。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 そうです。震度4を超えますと、一応点検がありますので、その場合には、もうその場でとまります。とまって、要は専門の業者がすぐメンテに来て、異常がないことを確認した上で動かす形になっております。

○蓬原委員 今度大阪でも、相当な人たちがエレベーターの中に閉じ込められた状態になりましたよね。もともと防災拠点庁舎は、南海トラフが非常に発生確率が高いという発想から来た

わけですね。だから、一番大きな災害としては、南海トラフ、震度6強があったと想定しないといけないわけですが、震度3でとまる、4でとまる、5、6となると、果たして上の階の県議会がどうか、災害対策本部に上がったりおいたり、階段でせないかんのかなということになるけれど、そのあたりは大丈夫ですか。

それと、その周りの状況によっては、エレベーターを保守する人たちが、町なかにおいて、いろいろ電柱が倒れただの、車があっちにひっくり返っただの、水が来ただの、結果的にはなかなかレスキューに来れないとか、そういうことは考えられないんですか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 済みません、今話したのは、一般的な場合でありまして、今回の防災拠点庁舎は免震装置を1階につけていますので、通常震度7ぐらいの地震であっても、震度3ぐらいまで減衰、揺れがおさまるような形にしていますので、通常、例えば一般の地震で5とか6であっても、実際はもう少し下のほうになります。基本的には一時的にとまって着床はしますけれども、またすぐ動き出すという形になります。

○蓬原委員 震度3だったら、津波は起きないわけですよ。津波が起きるのは、震度6とか7とかで起きるわけですから、恐らくマグニチュードはもっと大きいわけですから、南海トラフだったら。南海トラフで地震が起きて、津波が発生するぐらいの大きさの地震が発生したときは、ここは恐らく震度6とか強になるわけじゃないですか。だから、そこでのエレベーターは、免震構造にしてあったにしても、どうかということ、大丈夫かという質問なんです。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応免震構造にしてありますので、先ほど言いましたように、

通常そういう津波が来るほどの地震が、7ぐらいが起きたとしても、基本的に震度3。要は免震装置の上部構造というんですけれども、大体震度7ぐらいの地震が来たとしても、実際の上のほうは、揺れは震度3程度の揺れまで減衰させますので、さっき言ったように、エレベーターとしては、一時的にはとまりますけれども、動くということで考えております。

○蓬原委員 ちょっとだけ確認。だから、閉じ込められることはないということですね。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 はい、ないということです。

○蓬原委員 ちゃんとすぐに機能回復できるというわけですね。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 はい。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田村行政改革推進室長 先ほど、井本委員の質問で、動物愛護センターの指定管理者制度の導入についてございましたけれど、動物愛護センターの職員につきましては、動物愛護及び管理に関する法律によりまして、職員に限定する法令がございます。

また、狂犬病予防法で、狂犬病の予防員についても職員限定ということになっておりますので、現時点では法令等で制限がある施設と整理しております。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他報告事項については、これで終わりたいと思います。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後 4 時13分休憩

午後 4 時19分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてです。

委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 4 時19分散会

平成30年6月21日(木曜日)

午後1時8分再開

出席委員(7人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	田口	雄二
委員		蓬原	正三
委員		井本	英雄
委員		右松	隆央
委員		前屋敷	恵美
委員		武田	浩一

欠席委員(1名)

委員		緒嶋	雅晃
----	--	----	----

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	弓削	知宏
総務課	主事	浜砂	貴裕

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、御連絡をいたします。昨日、委員会において総合政策部へ要求した資料のうち、県全体産出額に占めるフードビジネス関連産業の割合及び圏域別人口・就業者1人当たりの総生産額につきましては、執行部から資料の提出がありましたので、皆様の机上に配付しております、御確認ください。よろしいですか。特に説明を求めることはないですね。

また、緒嶋委員が所用のため、本日の常任委員会を欠席しておりますので御了承願います。

まず、議案等の採決を行います。

暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時9分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開します。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第4号、第6号、第7号、第15号、報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案等につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第25号についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

請願第25号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第25号の賛否をお諮りします。請願第25号については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員。よって、請願第25号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま、請願第25号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願でありますので、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○松村委員長 お手元に配付しました地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書案を御確認ください。

この意見書案について、何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特に御意見もないようですので、お諮りいたします。意見書の内容につきましては、お手元に配付の意見書案のとおり、当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時14分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査につきましては継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時17分再開

○松村委員長 委員会を再開します。

7月19日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時18分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 松 村 悟 郎